

第5章 投 資

1. ルールの概観

(1) ルールの背景

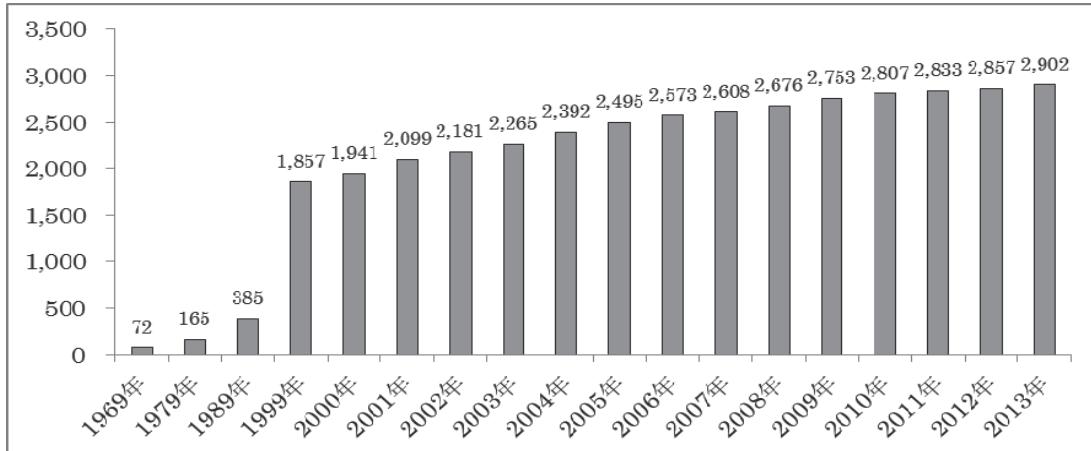
①海外直接投資の増加

1980年代以降、世界の海外直接投資は急速に拡大しており、世界経済の成長を牽引する大きな役割を果たしている。海外直接投資残高の対GDP比は、1980年には対外直接投資額で5.8%、対内直接投資額で5.3%であったことに対し、2013年にはそれぞれ34.3%、35.4%に伸びている(UNCTAD「World Investment Report 2014」)。我が国の国際収支を見ても、証券投資収益及び直接投資収益の受取の増加を反映して、2013年の所得収支は約16.5兆円の黒字となる一方、貿易収支は約11.5兆円の赤字となり、所得収支が経常収支を支えている。

②二国間投資協定及び投資章を含む自由貿易協定締結の傾向

各国は、自国の投資家とその投資財産を投資受入国において差別的扱いや収用(国有化も含む)などから保護するため、1950年代末から二国間投資協定(BIT: Bilateral Investment Treaty)を締結してきた。海外直接投資の拡大等を受けて、1990年代に飛躍的に増加し、2013年末現在でその数は2,902(投資章を含む自由貿易協定なども加えると3,236)に達する。

＜図表III-5-1＞ 世界の投資協定の数の推移



③OECDにおける取組

海外直接投資の拡大が加速するにつれ、投資後の投資財産の保護だけでなく、相手国に投資を行う段階も含めて協定で規律しようとする動きが始

めた。具体的には、外資規制など、国境を越えた自由な投資を阻む障壁を削減しようとするものである。1995年、OECDにおいて多数国間投資協定(MAI: Multilateral Agreement on Investment)

の交渉が開始された。これは、投資の自由化及び保護に関し、包括的で拘束力のある多数国間の協定をOECD加盟国間で策定しようとするものであった。しかし、環境規制などの国家の規制権限がMAIによって侵害されるといったNGOや加盟諸国の懸念等を背景に交渉は行き詰まり、1998年にフランスが交渉脱退を決定したことをきっかけにして決裂した。MAIは成立しなかったが、OECDでは早期から投資に係る国際取決めの策定に取り組んできた。例えばOECD成立時(1961年)に成立した資本移動自由化規約(Code of Liberalization of Capital Movements)では、特定の留保以外は原則として資本取引を自由化することが定められた。また、1976年には、世界経済の発展に大きな影響を有する多国籍企業の行動に対して加盟国政府が責任ある行動をとるよう勧告する多国籍企業行動指針(「多国籍企業ガイドライン」)が作成され、その後、世界経済の発展や企業行動の変化などの実情に合わせ、環境、労働関係、情報開示の事項の追加や、贈賄防止、消費者利益配慮について新たな章を設けるなど、5回の改訂が行われている。2011年の改訂では、(1)自らの活動が直接は悪影響の一因となっていなくとも、取引関係によって悪影響が自らの事業等に関係する場合にそれを防止・緩和するためのデュー・デリジェンスの実施を求める事、(2)人権に関する章の新設、(3)各国に置かれた連絡窓口(NCP: National Contact Point)における処理期間の目安設定などが行われた。この行動指針自体には法的拘束力はなく、その実施は各国・企業の自主性に委ねられている。

④エネルギー憲章条約(ECT)

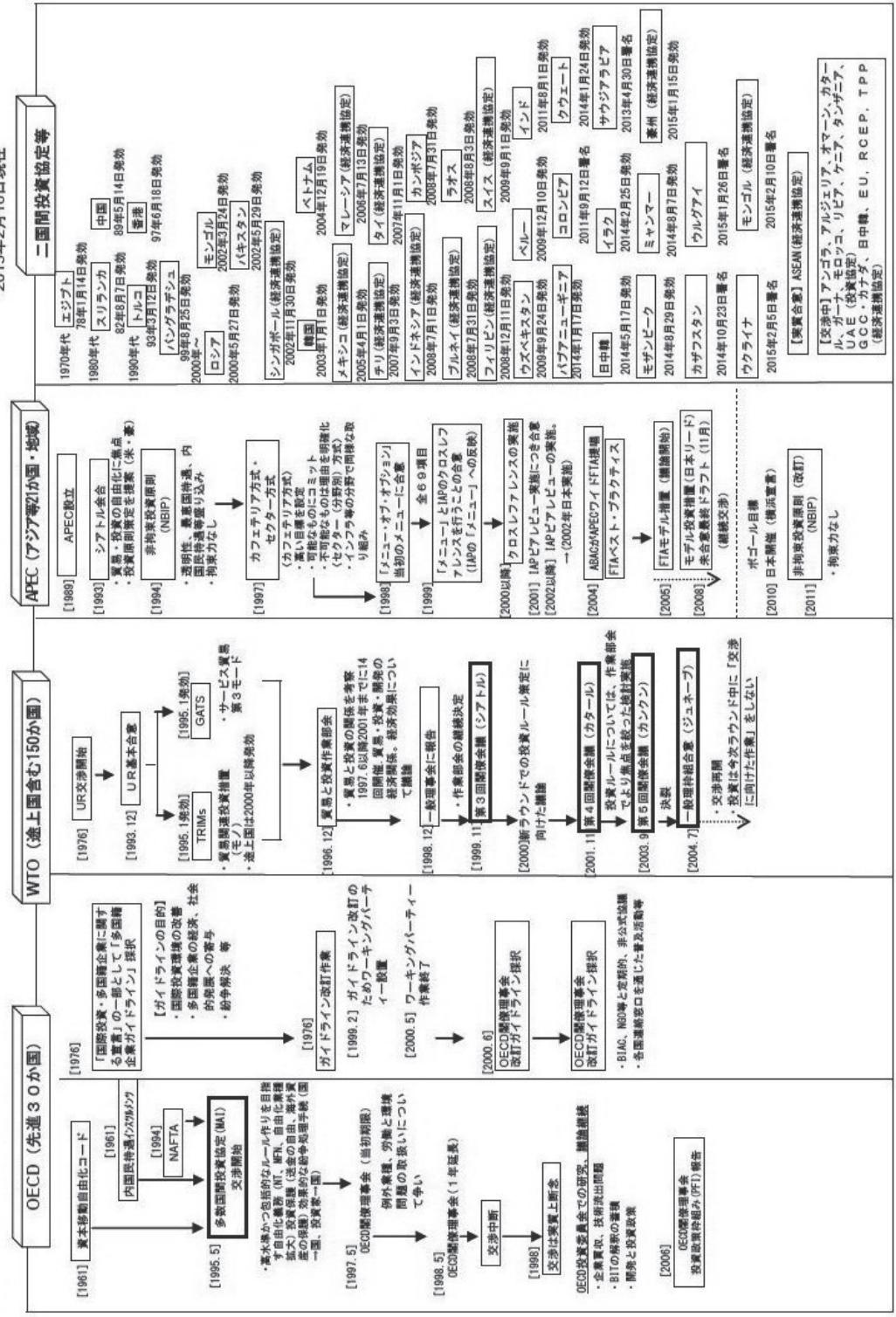
個別分野での取組としては、エネルギー分野の貿易・投資・輸送の規律、特に旧ソ連圏諸国におけるそれらの規律の確保を目的として作成されたエネルギー憲章条約(ECT: Energy Charter Treaty)がある。同条約は欧州主導で交渉が開始され、1994年に署名開放、1998年に発効した。エネルギー憲章条約は投資の規律を条約の3つの柱の1つとして

いる。エネルギー分野に限定されてはいるが、一部の投資自由化規定も含めて、主要な投資ルールが盛り込まれている。日本は1995年に署名、2002年に批准している。多くの旧ソ連圏各国が参加する中、ロシア(1994年署名)は、暫定的適用の状態が継続していたが、2009年10月18日に暫定的適用が終了した。同国の暫定的適用期間中にECT加盟国の投資家が投資した投資財産については、当該適用終了の効力が生じた後20年間保護されることとなっている(45条3項(b))。

⑤WTOにおける取組

WTOでは1996年シンガポール閣僚会合で、貿易円滑化、政府調達の透明性、競争とともに、投資分野を、新分野としてWTO体制の中に取り込むか否かについて検討することが決定された(いわゆる「シンガポール・イシュー」)。その後、OECDにおけるMAIの議論の進捗をにらみつつ(1998年に挫折)WTOにおいて「貿易と投資」の交渉化に向けた議論が行われ、ドーハ開発アジェンダの開始を決定した2001年の第4回閣僚会議では、「貿易と投資」の交渉モダリティについて「明確なコンセンサスを2002年の第5回閣僚会議で得られれば交渉を開始する」旨が合意された。2002年4月から貿易と投資作業部会(投資ワーキンググループ)が開催され、ドーハ宣言に盛り込まれた要素(例:範囲と定義、透明性)等について議論が行われたが、投資ルールをWTOに設けることに対する開発途上国の強い反対があった。結局、カンクンで行われた第5回閣僚会合では交渉化への合意は達成されず、ドーハ開発アジェンダの交渉項目に含まれないことになった。

<図表III-5-2> 國際投資環境整備の変遷





海外投資収益の還流と新興国等における課税問題

1. はじめに

世界の需要が新興国を中心として拡大する中、日本経済が持続的な成長を維持するためには、日本企業の海外事業展開を促進し、海外で獲得した収益を円滑に国内へ還流させることが重要である。実際、日本企業は中国、インドを始めとした新興国等での事業を拡大しているところであるが、同時に、このような進出先国において、自国産業の育成や外貨獲得のため、自国外の企業に対して実態と乖離した強引な税務執行がなされる、あるいは自国企業に有利な条件での技術導入や収益の自国内での再投資を自国外企業に求めるといった事案が数多く報告されている。その結果、予期せぬ追徴課税等により二重課税等の問題が生じ、場合によっては事業を進出先国で継続していくことが困難になるケースもある。こうした新興国等における問題は、日本企業の海外事業展開及び国内への資金還流の阻害要因となり得るものであり、政府としても早急に対処することが必要となる。

2. 二重課税の問題

企業がグローバルに活動する場合、例えば国境をまたいだ同一の取引に係る所得に対して日本と進出先国の双方が課税を行うことで、二重課税が発生する可能性があり、これが企業にとっての大きなリスクとなっている。

3. 国際租税上のルール

(1) 租税条約

租税条約とは、国際的な二重課税の回避、脱税及び租税回避行為への対処等を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。2015年2月末現在、日本は64の租税関連条約を締結し、89か国・地域との間で適用されている。租税条約の主な内容は以下のとおりである。

①進出先国の課税権の範囲に関する規定

日本企業が進出先国で獲得する事業利得に対する

進出先国の課税は、日本企業が進出先国において支店や事務所、工場などの事業を行う一定の場所等である恒久的施設（PE, Permanent Establishment）を有する場合のみに限定されている。また恒久的施設を有する場合においても、進出先国において課税対象となる事業利得は、日本企業が得た利得のうち、恒久的施設に帰属するものに限るとしている。

また、日本企業の海外子会社が日本企業に対して配当、利子などの投資所得を支払う場合には、日本企業は、海外子会社の居住地国（進出先国）において、当該国の国内法令に基づき、源泉税等の納税義務を負うことがある。租税条約では、こうした投資所得に対する進出先国における課税について、税率の上限（限度税率）を設ける、又は免税としている。

②紛争解決（相互協議、仲裁）に関する規定

一般的に、租税条約の規定に適合しない二重課税等の問題が生じた場合、納税者は、両国の税務当局間の協議による解決（相互協議）を求めることができる。

また、条約によっては、税務当局間の協議の一環として第三者（仲裁人）の関与を得る「仲裁規定」が設けられている。この場合、納税者は税務当局間の協議の開始から一定期間内に合意が成立しなければ、当該事案のうち未解決部分を仲裁に付託することを要請することができる。仲裁規定は一定期間内で結論を出すことが定められているため、税務当局間の協議の円滑化・実効性の向上につながり、納税者の二重課税排除に資する制度である。なお、日本は、香港（2011年8月発効）、オランダ（2011年12月発効）、ポルトガル（2013年7月発効）、ニュージーランド（2013年10月発効）、スウェーデン（2014年10月発効）、英国（2014年12月発効）との租税条約において仲裁規定を導入しており、米国との租税条約（2013年1月署名、未発効）においても、仲裁規定が設けられている。

(2) 移転価格税制

関連企業間（例えば親会社と海外子会社）において取引価格を恣意的に操作することにより、本来であれば一方の国に帰すべき所得を他方の国に移転することが可能となる。このような租税回避行為を防止するため、日本を含む多くの国において移転価格税制が整備されている。

移転価格税制は、海外の関連企業との取引が通常の取引価格（独立企業間価格：ALP, Arm's Length Price）で行われたものとみなして所得を計算し、課税をする制度である。

なお、納税者の予見可能性を高める制度として、「事前確認制度（APA：Advance Pricing Arrangement）」がある。これは税務当局から ALP の算定方法等について事前に確認を受け、その内容に基づき申告を行っている限り移転価格課税が行われないという制度であり、日本にも導入されている。しかしこの APA は、新興国を始めとして整備されていない国や、整備されていても十分に機能していない国があるのが現実である。

4. 新興国等における国際課税問題の例

(1) 移転価格課税

新興国等においては、日本企業の海外子会社の所得について、自国の税収確保等を目的として移転価格課税を行うケースが増えている。

①画一的なみなし利益率の適用による課税所得の増額

額

機能とリスクが限定的な海外子会社は、金融危機等の特殊要因に関係なく、一定の利益水準を確保すべきとされ、その結果実際よりも高い利益率が適用され、追徴課税を受けることがある。（中国等）

また、個別の取引毎の実態に即した利益率を算定することが実質的に認められず、業種毎に一律の高い利益率の水準が適用される国もある。（ブラジル等）

②業態が異なる取引の利益率の適用による課税所得の増額

ある会社が行う利益率の低い事業に対して、同社が行う別の利益率の高い事業の利益率が適用され、追徴課税を受けることがある。（インド等）

(2) PE 認定

新興国等においては、PE の範囲を拡大解釈する傾向があり、その結果、日本企業が予期せぬ課税を受けるリスクが高くなっている。

①駐在員事務所の PE 認定

駐在員事務所とは、本来、親会社（日本企業）のために情報収集、連絡業務を行うためのものであり、営業活動を目的とするものではないことから、PE 認定されないことが一般的である。しかしながら、一部の新興国等においては、PE の範囲の拡大解釈により、実際に営業活動を行っていない駐在員事務所について PE 認定する場合がある。（新興国一般）

②海外子会社の PE 認定

一般的に、日本企業の海外子会社であることのみを理由に PE 認定が行われることはない。しかしながら、税務当局から「全ての決定は親会社が行っており、子会社は自ら独自の経営判断を行っていない」、「子会社は自らリスクを負っておらず、親会社の取り次ぎに過ぎない」等の理由で海外子会社が日本企業（親会社）の PE であると認定され、日本企業が新興国等において課税を受けるケースがある。（インド等）

(3) ロイヤリティの問題

日本企業が、海外子会社に技術提供を行い、その対価としてロイヤリティを受け取る場合、新興国ではその料率や契約期間の上限を実質的に制限する等の規制や行政指導が存在する場合がある。（ブラジル等、新興国一般）

また、ロイヤリティは利益を生じさせるための対価であるという考え方から、「海外子会社が赤字や利益が十分でない場合には技術提供の便益を享受していない」という理由により、その支払いの損金処理を否認される場合がある。（新興国一般）

(4) その他

以下のように、進出先国における税制やその執行等が、国によっては企業負担を強いている場合もある。

- ①税制が複雑で頻繁に改正がなされる、新たな規定が即日施行・遡及適用される。
- ②担当官や地方政府ごとに執行が異なる。
- ③行政訴訟や裁判制度が実質的に機能していない、訴訟期間が長期にわたり、裁判費用や事務負担等がかかる。
- ④税還付制度は存在しても、還付金の受取までに相当な日数を要する。

5. 対応の方向性

(1) 国際ルールの整備・活用

国際的な二重課税への対応については、租税条約の整備が効果的である。租税条約の未締結国との新規締結を進めるとともに、既存条約を改正することで、PEの範囲の明確化、相互協議の実効性を高める仲裁規定の導入等を図り、更なる租税条約ネットワークの拡充を図っていくことが重要である。

また、進出先国における送金規制やロイヤリティに関する規制・行政指導が問題の根源となっている場合には、投資協定が規定する送金の自由やWTO／TRIPS協定が規定する内国民待遇義務との整合性など、多面的な観点から是正を求めていくことが考えられる。投資協定仲裁においては、課税措置は一般に国家の正当な権限行使として条約違反を構成しないとされるが、特定の企業を狙い撃ちする課税処分等が公正衡平待遇条項違反や直接又は間接の収用を構成するとされたり（RosInvest 対ロシアなど一連のYukos関連事例やTza Yap Shum 対ペルー、Bogdanov 対モルドバ）、実質的に外国企業にのみ

課税される場合には内国民待遇義務違反が生じるとされたり（ADM 対メキシコなど）、投資受入国国内法に基づく免税措置が正当な理由なく撤回される場合には公正衡平待遇義務違反が生じるとされたり（Goetz 対ブルンジ）している。

(2) 新興国等における制度・執行の改善に向けた働きかけ

進出先国の税制上の問題を解決することは当該国の対内投資の環境整備にもつながるため、二国間・多数国間の枠組み等を活用した政府レベルでの相手国政府（場合によっては地方政府）への改善に向けた働きかけ、産業団体等からの申し入れを行っていくことが重要である。

(3) 日本企業の税務リスクに関する啓発

政府としては、関係省庁、現地大使館、JETRO、現地日本商工会議所等の関係機関の連携構築により情報共有体制を強化させるとともに、実際に生じている課税事案やその対応策等を企業へ周知し、税務リスク等について啓発していくことが重要である。また、企業においては、まずは進出先国における法令に従い、自らの納税義務を適切に履行することが重要であることは言うまでもないが、その上で、JETRO、現地商工会議所、税理士法人等によるセミナーや相談会、ニュースレター等を活用し、税務担当のみならず営業等他部門やマネジメント層においても進出先国における税務リスクを十分に認識し、事業計画の設計や体制整備、適切な文書管理等を行うことで問題の発生を未然に防ぐことが必要である。さらに、問題が生じた場合には、専門家への相談や国内法令・条約等により定められた適切な救済措置を活用することが重要である。

(2) 法的規律の概要

①伝統的投資保護協定とNAFTA型投資自由化協定

従来、二国間投資協定は、投資受入国（ホスト国）による収用や法律の恣意的運用などのリスクから守

り投資国の投資財産や投資家を保護する目的で締結されてきた。これらは「投資保護協定」と呼ばれる伝統的な協定であり、投資後の内国民待遇・最惠国待遇、投資財産に対する公正衡平な待遇、収

用補償、送金の自由、締約国間の紛争処理、投資受入国と投資家との間の紛争処理などを主要な要素とする協定である。現在世界で約2,900ある投資協定の大半が「投資保護協定」である。これに対し、投資後の待遇を保護するのみでなく、外資規制など投資の参入障壁についても投資協定で扱うべきであるとする考えが1990年代から起り、これを取り入れて、投資後に加え投資許可段階を含めた内国民待遇・最惠国待遇や、投資を歪曲する効果があるとされる「パフォーマンス要求」禁止の規定を盛り込んだ投資協定が結ばれ始めた。NAFTAの投資章が代表的である。これらは「投資保護・自由化協定」と呼ぶことができる。

②投資協定における主要規定

投資協定には、いわゆる「投資保護協定」と、投資保護及び自由化の双方の要素を含んだ「投資保護・自由化協定」の2タイプがあることは前述のとおりであるが、ここでは後者の「投資保護・自由化協定」の主要要素を概説する。なお、投資協定に含まれる要素は協定ごとに様々であり、必ずしもあらゆる投資協定にこれらの要素すべてが含まれるわけではない。

(i) 投資財産及び投資家の定義

投資協定においては、通常その冒頭で、協定の適用対象となる投資財産及び投資家の定義が規定される。

投資財産については、「投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産」などのように、比較的広範な定義がなされることが多い。とりわけ重要なのは、現地子会社等の出資会社・支店である。なお、「間接」に「所有」されるというのは、親会社一子会社一孫会社の関係のように、資本関係が連続している場合の親会社と孫会社の関係等を意味し、第三国を経由するか同一国内で資本関係を有するかを問わない。なお、米国及びそれに影響を受けた南米諸国の投資協定(米型)では、具体的な要件として、資本その他の

資源の出資、収益又は利得の期待、リスクの引受けの3つを要件として例示して規定することが多い。

投資家については、「締約国の法令によりその国籍を有する自然人」又は「締約国の企業」と定義とすることが多い、こちらも広範な規定が多い。ただし、協定によっては、投資家が「実質的な事業活動を行っていること」を条件としたり、実質的な事業活動を行っていない投資家について、第三国企業に支配又は所有されている場合には、投資家と認められるとしてもなお「協定上の利益を否認することができる」旨規定したりすること(利益否認規定)もある。

なお、投資家及びその投資財産が当該投資協定の保護を受けるか否かは、しばしば仲裁において争いとなる。

(ii) 内国民待遇(NT)・最惠国待遇(MFN)

条文の書きぶりとしては、一般に、「締約国は「投資財産の設立、取得、拡張、経営、管理、運営、維持、使用、享受、売却その他の処分」という一連の投資活動に關し、他方の締約国の投資家又はその投資財産に対して内国民待遇及び最惠国待遇を与える」と規定される。投資保護協定の場合は、投資が既に投資受入国に対して行われた後の段階にのみ内国民待遇・最惠国待遇を付与するため、「設立、取得、拡張」の部分が除かれ、「投資財産の経営、管理…その他の処分について内国民待遇・最惠国待遇を付与する」と規定されることが多い。

最惠国待遇は、複数加盟国を持つWTO協定では、加盟国の物品・サービス等について、等しい待遇を与えることを意味するが、二国間投資協定の場合は、投資家又はその投資財産に対して、最も有利な待遇が与えられている第三国投資家又はその投資財産の待遇と同一の待遇を確保することを意味する。最惠国待遇については、通常の投資協定で第三国に付与している待遇を与えることはもちろんであるが、それを超えてFTA/EPAや関税同盟を通じて締約国が第三国に付与している待遇も与えるかどうかが交渉において問題となり、FTA/EPAや関税

同盟での待遇は MFN の例外となる場合がある。

(iii) 公正衡平待遇 (Fair and Equitable Treatment)

我が国が締結したものを含め多くの投資協定が、投資財産に対して「公正かつ衡平な待遇 (fair and equitable treatment)」及び「十分な保護及び保障 (full protection and security)」を与える義務を定める。この規定は、投資受入国が投資財産に対して一定の待遇を与えることを目的としており、内国民待遇や最恵国待遇が他の投資家に対する待遇との関係で相対的に内容が決定されるのに対し、公正衡平待遇は絶対的に維持すべき待遇の水準を規定する。

公正衡平待遇が具体的にどのような待遇を指すかについては、条文の文言やその文脈、協定の目的、個別具体的な事情等によって決まるが、仲裁では、公正衡平待遇が、慣習国際法による最低基準を指すのか、あるいは慣習国際法による最低基準以上の待遇を指すのかが議論されてきた。条文の文言上は、「慣習国際法に従って (in accordance with customary international law)」と明示的に規定するものもあれば、慣習国際法との関係を何も規定しない結果、協定上の独自の水準を定めるものと解釈されるものが見られる。なお、NAFTA 第 1105 条第 1 項は、「国際法に従って」公正衡平待遇を与える義務を規定するが、Pope and Talbot 事件で、NAFTA が北米三国間に一層強固な経済関係を築く目的で締結されたものであることなどから、慣習国際法上の義務のみでなく、これに付加的なものを含むとの判断が下されたこと、また、S.D. Myers 事件では NAFTA 上の他の規定に違反する場合には、必然的に公正衡平待遇義務にも違反するとの判断が下されたことから、米国を中心にこの規定の解釈について批判の声があがり、これを受ける形で 2001 年 8 月 1 日に NAFTA 自由貿易委員会 (NAFTA Free Trade Commission) は、公正衡平待遇義務は慣習国際法上の最低基準を付与するものであり、それ以上の待遇を求めるものではないこと、NAFTA 上又は他の国際協定の公正

衡平待遇義務以外の義務の違反があったことによって、公正衡平待遇義務違反があったこととはならぬことを確認する覚書 (Notes of Interpretation of Certain Chapter 11 Provisions) を公表し、この義務の範囲に制限をかけるような試みが行われ、その後の NAFTA の仲裁事件はこの覚書の解釈に事実上従っている。ただし、慣習国際法上の最低基準の理解次第では、いずれの立場をとっても実際にあまり変わらないことになる。

公正衡平待遇の具体的な内容としては、外国投資家の投資財産保護に関する相当な注意、適正手続、裁判拒否の禁止、恣意的措置の禁止、投資家の正当な期待の保護等が挙げられてきた。

(iv) 国が投資家との関係で引き受けた義務の遵守義務 (アンブレラ条項)

現地子会社等の投資財産と投資受入国政府との間で契約 (例えば、インフラプロジェクトや資源開発に関するもの) が締結される場合のように、投資受入国が個別の投資に関して負った義務を履行するよう投資協定において義務づける規定である。投資受入国が負う義務を包括的にカバーするという意味で、アンブレラ (傘) 条項と呼ばれる。投資契約上の義務などの違反が、同時に協定上の義務違反を構成することになるため、たとえば契約違反の有無をめぐって投資家と投資受入国間で紛争が発生した場合には、契約に関する紛争解決手続きに加えて、協定上の紛争解決手続き (投資家対国家の仲裁など) も利用可能となることが、投資家にとっての利点である。アンブレラ条項は多くの投資協定に盛り込まれてきたが、近年、投資受入国が負う義務のどの範囲がアンブレラ条項によってカバーされるか否かが仲裁判断で問題となっている。

(v) 特定措置の履行要求 (パフォーマンス要求、PR (Performance Requirement)) の禁止

締約国が、他方の締約国の投資家の投資及び事業活動の条件として、輸出要求、現地調達要求、技術移転要求等の、投資家の自由な投資活動を妨

げる特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）を行ってはならない旨を規定する。

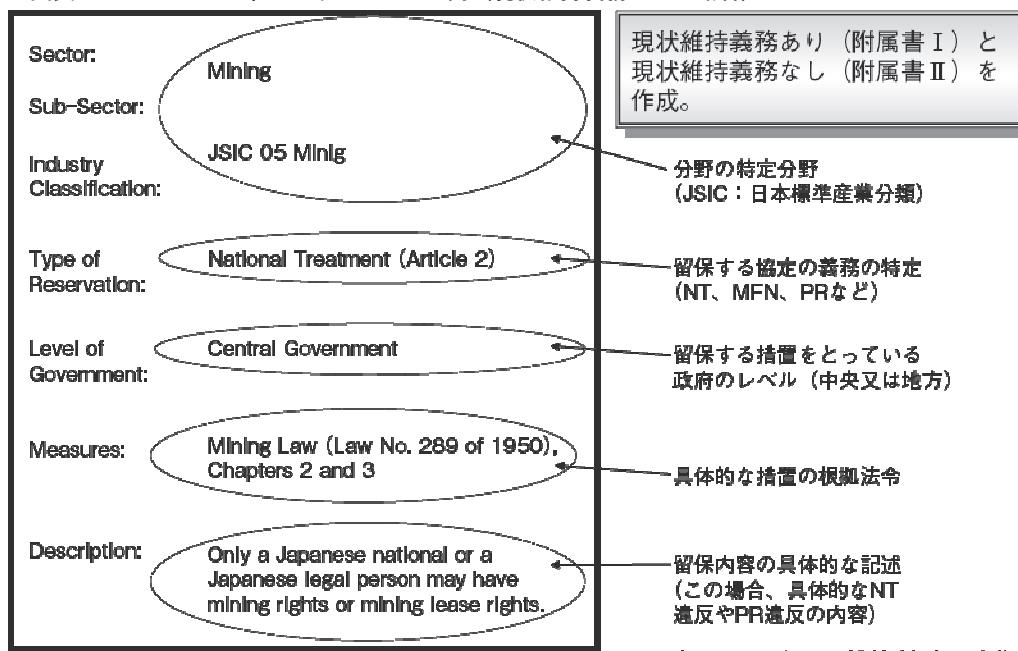
第一に、輸出制限、ローカルコンテンツ要求（原材料や物品・サービスの現地調達要求）や輸出入均衡要求は、WTO の TRIMs 協定で「貿易歪曲効果の強い投資措置」として禁止されているが、投資協定ではさらに、輸出要求、国内販売制限要求、技術移転要求、役員国籍要求、自国民雇用要求、事業本部要求、研究開発要求、独占的供給要求も「パフォーマンス要求」として禁止されることがある。この概念は締結を見ずに頓挫した OECD の MAI 交渉での議論を引き継いでいる。

また、パフォーマンス要求は絶対禁止項目と、利

益付与の条件としての要求であれば許容される項目の2種類あり、TRIMs 協定で厳格に禁止されているローカルコンテンツ要求、輸出入均衡要求については、WTOとの整合性を確保するために前者がとられ、その他の自国民雇用要求や技術移転要求などの項目については、投資誘致政策の余地を締約国に残すために後者が採用される場合が多い。

加えて、近年締結された日モザンビーク投資協定及び日ミャンマー投資協定での交渉においては、新たに、技術契約におけるロイヤリティに関する規制を禁止する条項を含めるなど、当該条項の一層の充実を図っている。

＜図表III - 5 - 3＞ ネガティブリストの例（現状維持義務ありの場合）



(vi) 自由化義務の形式

自由化義務を確認する形式には、締約国が例外として列挙した分野以外はすべて NT、MFN 及び PR 禁止の義務を認める方式（ネガティブリスト方式）と、「約束表」に記載した分野と内容のみ自由化義務を負う方式（ポジティブリスト方式）がある。

「投資保護協定」では投資後の段階を扱うため、自由化約束を付けないことが一般的である。「投資

保護・自由化協定」では、我が国、米国、カナダ、シンガポールなどの先進国は、透明性と法的安定性のより高いネガティブリスト方式を探り（NAFTA 投資章ほか）、途上国の一一部は、外国投資規制の政策的余地を残す観点から、WTO・GATS と同様のポジティブリストを指向することが多い（豪タイ FTA 投資章、印星 CECA 投資章印側約束表ほか）。

ネガティブリストの場合、一般に、NT、MFN 及

び PR 禁止義務に適合しない措置を「維持」又は「採用」できる、「現状維持義務（スタンダードスタイル）なし」のリストと、協定発効時に存在する NT、MFN 及び PR 禁止義務に非整合的な措置を「維持」できるが、これを協定非整合的な方向に改訂することや、新たな協定非整合措置を採用すること、一度措置を協定に整合的な方向に緩和した場合に再度措置の強化ができないこと（ラチエット義務。一方向にしか回転しない歯車 Ratchet に由来）を規定する「現状維持義務・ラチエットあり」のリストの 2 種類を作成することが一般的である。

可能な限り多くの分野に現状維持義務をかけることにより、投資家が直面しうる法制度面でのリスク（国内制度が変更されるリスク）を軽減することができる。その一方で締約国は、武器産業や原子力産業など、国の安全保障にかかわるような特にセンシティブな分野を「現状維持義務なし」のリストに登録し、そうでないものは「現状維持義務・ラチエットあり」のリストに登録することによって、必要な規制を行う余地を残しつつ、自国の外資政策に法的安定性を持たせている。特に、NAFTA 投資章等で採用しているネガティブリストには、①分野（小分野）、②関連する義務、③措置の法的根拠、④概要が記載され、投資受入国の法令の透明性確保に資するものとなっている。例えば、日ウズベキスタン投資協定では、日本は次の分野を留保しており、他国との協定における留保分野もほぼ同じ内容となっている。

銀行業、熱供給業、情報通信業、医薬品製造業、皮革及び皮革製品製造業、船舶の国籍に関する事項、鉱業、石油業、農林水産業及び関連するサービス、警備業、運輸業、上水道業

（現状維持義務（スタンダードスタイル）なし）

公的企業等の持分・資産の移転又は処分、電信サービス・郵便サービス等の自由化等に係る措置、補助金、航空宇宙産業、武器・火薬産業、エネルギー産業（電力、ガス、原子力）、漁業、放送業、土地取引、法の執行等に係るサービス・社会事業サービス（所得保障、社会保障、社会福祉、初等及び中

等教育、公衆のための訓練、保健、保育等）

（vii） 収用及び補償

投資家の投資財産を締約国が収用（国有化も含む）する場合、①公共目的であること、②無差別の措置であること、③迅速に補償が支払われること、④正当な法手続に則って行われること、⑤補償は収用時の公正な市場価格とすることが条件として規定される。国家による財産権の移転を伴う直接の収用のみでなく、「収用と同等の措置」によるもの（間接収用）を含む。

間接収用とは、締約国による恣意的な許認可の剥奪や生産数量の上限設定といった政策措置によって投資財産の利用や収益機会が阻害され、投資財産の財産権が締約国に移転することはないものの、結果的に収用と同じ結果をもたらす措置を指す。間接収用については、1990 年代後半の仲裁事例（例えば NAFTA にもとづく Metalclad 事件。メキシコ州政府の執った環境規制措置が間接収用を構成するとして協定義務違反に問われたもの。詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述。）がきっかけとなり、締約国との規制措置がどの程度まで補償（又は賠償）の必要な「収用と同等の措置」とみなされるかが議論されるようになった。これらの仲裁判断を受けて、近年米国の締結する FTA/BIT などでは、間接収用について、ケースバイケースの検討が必要であり、その検討にあたっては、特に「①締約国の措置が投資財産に不利な経済的効果を与えたとしても、それのみでは間接収用を構成しないこと、②締約国の行為が投資財産から生じる明確で正当な期待を妨げた範囲、③締約国の措置の性質」という 3 つの要素を考慮すること、④公衆衛生、安全、環境等公共の福祉を守る目的で立案された無差別の規制措置については、稀な例外を除いて間接収用に該当しない旨が規定されている。もっとも、そのような規定がなくとも、仲裁判断例においては、国家の規制権限の正当な行使が「収用と同等の措置」とされたことはない。

(viii) 争乱からの保護

武力紛争、国内争乱、革命等によって投資財産が損害を被った場合に、損害賠償及びその他解決に関して、投資受入国投資家や第三国投資家に劣後しない待遇を保証するものである。

(ix) 代位

投資財産に損害が生じた場合に発生する投資家の請求権に関し、締約国又はその指定する機関による代位等について定める規定である。例えば、自然災害や現地企業の倒産などによって投資家が何らかの損害を被った場合、当該投資家は保険機関等から保険契約等に基づき支払いを受ける。この場合、投資家に支払いを行った当該保険機関等が、投資家が持っていた権利を引き継いで行使できる旨を規定したもの。我が国では、独立行政法人日本貿易保険や株式会社国際協力銀行が提供する保険および保証契約に適用される。

(x) 資金の移転

他方の締約国の投資家の投資財産に関連するすべての支払等が、遅滞なく自由に移転されることを確保するよう締約国に義務づける規定。この規定があることで、本国から投資受入国への送金や、投資受入国で上げた収益を本国に送金するなどの自由を確保し、円滑な事業環境が保証されることになる。

(xi) 国家間紛争処理

協定の解釈又は適用について締約国間で争いが生じた場合、まずは締約国間で協議を行うが、協議によても解決に至らなかった場合は、当該紛争は仲裁裁判所に付託することが可能となる。二国間投資協定と異なり、EPA/FTAにおいては、国家間の紛争処理規定は投資章も含めたEPA/FTA協定全体に係るために、通常、投資章でなく協定全体に係る章で規定される（詳細は「第8章国家間ににおける紛争解決」にて後述）。

(xii) 投資家対国家の紛争処理（ISDS）

投資家と投資受入国との間で紛争が起こり、協議によっても解決されなかった場合、投資家が投資紛争を ICSID（投資紛争解決国際センター）や UNCITRAL（国際連合国際商取引法委員会）の仲裁規則に則った仲裁に付託できる旨を定める（詳細は「投資を巡る紛争処理」にて後述）。EPA/FTA では投資章で規定される。

(xiii) 一般的例外及び安全保障例外

締約国は、たとえば、公の秩序の維持、人・動物又は植物の生命又は健康の保護、自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要な場合には、協定とは整合的でない例外的な措置をとることができる旨規定される。仲裁廷において、どのような措置がこのような例外措置に該当するか否か（例えば、経済危機の状況下における政府の措置は例外措置にあたるか否か）等が争われており、この点に関連し、近年では、慣習国際法上の緊急避難と本条との関係性（射程、要件、法的性質等の差異）が問題になることが多い。

(3) 我が国の投資協定締結の現状（EPA投資章含む）

2015年1月末現在、我が国では25の投資協定と10の二国間EPA投資章が発効している（署名済であるが発効していない協定としてモンゴルEPAがある）。EPA投資章の内容は二国間投資協定の内容とほぼ同一である。したがって実質的には合計35の投資協定が発効していることとなる。

（投資協定）

- | | |
|--------|----------------------------|
| ①エジプト | : 1977年1月署名
(1978年1月発効) |
| ②スリランカ | : 1982年3月署名
(1982年8月発効) |
| ③中国 | : 1988年8月署名
(1989年5月発効) |
| ④トルコ | : 1992年2月署名
(1993年3月発効) |

⑤香港	: 1997年5月署名 (1997年6月発効)	(2014年8月発効)	
⑥パキスタン	: 1998年3月署名 (2002年5月発効)	②③ミャンマー : 2013年12月署名 (2014年8月発効)	
⑦バングラデシュ	: 1998年11月署名 (1999年8月発効)	④カザフスタン : 2014年10月署名	
⑧ロシア	: 1998年11月署名 (2000年5月発効)	⑤ウルグアイ : 2015年1月署名	
⑨モンゴル	: 2001年2月署名 (2002年3月発効)	⑥ウクライナ : 2015年2月署名 (経済連携協定)	
※ 2015年2月署名の日モンゴル EPA が発効する時点で終了予定。		※①日シンガポール EPA : 2002年1月署名 (2002年11月発効)	
⑩韓国	: 2002年3月署名 (2003年1月発効)	※②日メキシコ EPA : 2004年9月署名 (2005年4月発効)	
⑪ベトナム	: 2003年11月署名 (2004年12月発効)	※③日マレーシア EPA : 2005年12月署名 (2006年7月発効)	
※ 2008年12月に署名した日ベトナム EPA に組み込まれている。		※④日フィリピン EPA : 2006年9月署名 (2008年12月発効)	
⑫カンボジア	: 2007年6月署名 (2008年7月発効)	※⑤日チリ EPA : 2007年3月署名 (2007年9月発効)	
⑬ラオス	: 2008年1月署名 (2008年8月発効)	※⑥日タイ EPA : 2007年4月署名 (2007年11月発効)	
⑭ウズベキスタン	: 2008年8月署名 (2009年9月発効)	※⑦日ブルネイ EPA : 2007年6月署名 (2008年7月発効)	
⑮ペルー	: 2008年11月署名 (2009年12月発効)	※⑧日インドネシア EPA : 2007年8月署名 (2008年7月発効)	
※ 2011年5月に署名した日ペルー EPA に組み込まれている。		※⑨日スイス EPA : 2009年2月署名 (2009年9月発効)	
⑯パプアニューギニア	: 2011年4月署名 (2014年1月発効)	※⑩日インド EPA : 2011年2月署名 (2011年8月発効)	
⑰コロンビア	: 2011年9月署名	※⑪日豪 EPA : 2014年8月署名 (2015年1月発効)	
⑱クウェート	: 2012年3月署名 (2014年1月発効)	※⑫日モンゴル EPA : 2015年2月署名	
⑲中国・韓国	: 2012年5月署名 (2014年5月発効)	(注) 日ベトナム EPA、日ペルー EPA では、二国間投資協定を準用している。	
⑳イラク	: 2012年6月署名 (2014年2月発効)		
㉑サウジアラビア	: 2013年4月署名		
㉒モザンビーク	: 2013年6月署名		

<図表III-5-4> 我が国の投資協定の要素

協定名称 (発効年月)	日エジプト 投資協定 (1978.1)	日スリランカ 投資協定 (1982.8)	日中投資協定 (1989.5)	日トルコ 投資協定 (1993.3)	日香港 投資協定 (1997.6)	日パングラデシュ 投資協定 (1999.8)	日ロシア 投資協定 (2000.5)	日モンゴル 投資協定 (2002.3)	日バキスタン 投資協定 (2002.5)
投資財産の定義	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 (国内法令に従ってとの制限あり)	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産
内国民待遇 (N.T.)	参入段階	×	×	×	×	×	×	×	×
～最 M.思 F.国 N.特 ～	参入後	○	○	△ (公の秩序、国の安全、国民经济の健全な発展のために必要な措置は法令に従って差別可)	○	○	○	○	○
パフォーマンス 要求(PR)の禁止	×	×	×	×	×	×	△(4) (参入後のみ)	△(4) (参入後のみ) (TRIMs準用)	×
一輸出制限	-	-	-	-	-	-	○	○	-
一原材料調達要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
一物品・サービスの現地調達要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
一輸出入均衡要求	-	-	-	-	-	-	○	○	-
一輸出要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一国内販売制限	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一役員国籍要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一自国民雇用要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一事業本部要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一研究開発要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一技術移転要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
一独占的供給要求	-	-	-	-	-	-	×	×	-
留保表の有無 (ネガティブリスト)	×	×	×	×	×	×	×	×	×
公正衡平待遇	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	○	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	○	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)	△ (不断の保護及び保障を受ける規定のみ)
約束の遵守義務 (アンプレーラ条項)	×	×	×	×	○	×	○	×	×
収用と補償	○	○	△ (損害補償のMFNのみ)	○	○	○	○	○	○
争乱時の補償に関する NT&MFN	○	○	△ (MFNのみ)	○	○	○	○	○	○
送金の自由	○	○	△ (国内法令により為替制限)	○	○	○	○	○	○
投資家の入国申請への配慮	○	○	○	○	×	○	○	○	○
透明性(法令公表)	×	×	×	×	×	×	○	○	×
パブリックコメント 努力義務	×	×	×	×	×	×	×	×	×
汚職防止努力義務	×	×	×	×	×	×	×	×	×
紛争処理 (国対投資家)	○	○	△ (収用補償額にかかる事案のみ国際仲裁への事前の付託同意)	○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)	○	○	○	○	○	○	△ (友好的協議のみ)	○	○
合同委員会	×	×	△ (簡素な規定)	×	×	×	×	△ (簡素な規定)	×
備考	航空機登録・船舶の取得はNTの例外、不動産は相互主義	航空機登録・船舶の取得、銀行業はNTの例外、不動産は相互主義		航空機登録・船舶の取得、不動産の取得、銀行の追加的支店設置はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外	航空機登録・船舶取得はNTの例外

注1 ●は他の章で規定されている要素

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

協定名称 (発効年月)		日シンガポール EPA(投資章) (2002.11)	日韓投資協定 (2003.1)	日ベトナム 投資協定 (2004.12)	日メキシコ EPA(投資章) (2005.4)	日マレーシア EPA(投資章) (2006.7)	日チリ EPA(投資 章) (2007.9)	日タイ EPA(投資章) (2007.11)	日カンボジア 投資協定 (2008.7)	日ブルネイ EPA(投資 章) (2008.7)	日インドネシア EPA(投資章) (2008.7)
投資財産の定義		全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての 投資財産	限定列举 (短期貸付・国営 企業向け貸付等 を除く)	全ての 投資財産 (法令に基づく権利 は状況による。行政 判断や命令は除く)	全ての 投資財産	限定列举 (直接投資、知 財、輸出入に係 る債権等)	全ての 投資財産	全ての 投資財産	全ての投資財産 (ポートフォリオ投 資には一定の制 限、第三国経由の 投資は除外の可 能性あり)
内 国 民 待 遇 ～ N T ～	参入段階	○	○	○	○	○ (ポートフォリオ投 資を除く)	○	△ (自動車のみ)	○	○	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
～ 最 惠 国 待 遇 ～	参入段階	× (配慮する義務)	○ (FTA例外あり)	○ (FTA例外あり)	○	○	○	×	○	○	○
	参入後	× (配慮する義務)	○ (FTA例外あり)	○ (FTA例外あり)	○	○	○	○ (FTA例外あり)	○	○	○
パフォーマンス 要求(PR)の禁止		○(9)	○(11)	○(10)	○(8)	△ (TRIMs準用)	○(8)	△ (非サービス業の み)	○(11)	△ (TRIMs準用)	○(9)
-輸出制限											
-原材料調達要求											
-物品・サービスの 現地調達要求											
-輸出入均衡要求											
-輸出要求											
-国内販売制限											
-役員国籍要求											
-自国民雇用要求											
-事業本部要求											
-研究開発要求											
-技術移転要求											
-独占的供給要求											
留保表の有無 (ネガティブリスト)											
公正平衡待遇											
約束の遵守義務 (アンプレラ条項)											
収用と補償											
争乱時の補償に関する NT&MFN											
送金の自由											
投資家の入国申請への配慮											
透明性(法令公表)											
パブリックコメント 努力義務											
汚職防止努力義務											
紛争処理 (国対投資家)											
紛争処理 (国対国)											
合同委員会											
備考											

注1 ●は他の章で規定されている要素

協定名称 (発効年月)		日オース 投資協定 (2008.8)	日フィリピン EPA(投資 章) (2008.12)	日ウズベキスタン 投資協定 (2009.9)	日イスス EPA(投資章) (2009.9)	日ペルー 投資協定 (2009.12)	日インド EPA(投資章) (2011.8)	日パバニギニア 投資協定 (2014.1)	日クウェート 投資協定 (2014.1)	日イラク 投資協定 (2014.2)	日中韓 投資協定 (2014.5)
投資財産の定義		全ての 投資財産 (判断や命合 は除く)	全ての 投資財產	全ての 投資財產	全ての 投資財產	全ての 投資財産 (一部の金融財 産は除外)	全ての 投資財産 (総則章に規定)	全ての 投資財產	全ての 投資財產	全ての 投資財產	全ての 投資財產
内 國 民 待 遇 (N T)	参入段階	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (既存の非適合措置を一 括留保)
最 M 惠 国 N 待 遇	参入段階	○	○	○	○ (FTA例外あ り)	○	×	×	○	×	○ (FTA例外あり)
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (FTA例外あり)
パフォーマンス 要求(PR)の禁止		○(11)	○(11)	○(12)	△ (TRIMs準用)	○(9)	○(9)	○(11) (参入後のみ)	○(12)	△(5) (参入後のみ&協 議)	△(TRIMs準用に加 え、技術移転と輸出 の要求について不当 又は差別的な措置を禁 止。)
-輸出制限											
-原材料調達要求											
-物品・サービスの 現地調達要求											
-輸出入均衡要求											
-輸出要求											
-国内販売制限											
-役員国籍要求											
-自国民雇用要求											
-事業本部要求											
-研究開発要求											
-技術移転要求											
-独占的供給要求											
留保表の有無 (ネガティブリスト)		○	○	○	○	○	○	×	○	×	×
公正平衡待遇											
約束の遵守義務 (アンプレラ条項)		○	×	○	○	△ (前文に規定)	○	○	○	△ (仲裁付託には事 前合意必要)	○
-取用と補償											
-争乱時の補償に関する NT&MFN											
送金の自由		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ (承認手続き期間は 約1か月とし、2か月を 超えてはならない。)
投資家の入国申請への配 慮											
透明性(法令公表)											
-パブリックコメント 努力義務											
汚職防止努力義務											
紛争処理 (国対投資家)		○	×	○	△ (参入段階は 同意必要)	○	○	○	○	○	○
紛争処理 (国対国)		○	●	○	●	○	●	○	○	○	○
合同委員会		○	○	○	●	○	●	○	○	○	○
備考						日ペルー-EPAに 準用。	総則章に安全保 障例外に関する詳 細規定あり	投資設立の条件に關 する法令適用は NT, MFN, PRの対象外。	PRは完全禁止で はない、事前協議 を条件に行う余地 あり	参入後のNTの既存 の非適合措置の範囲 について合同委で討 議する規定。	

注1 ●は他の章で規定されている要素

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

協定名称 (発効年月)		日ミヤンマー 投資協定 (2014.8)	日モザンビック 投資協定 (2014.8)	日豪EPA (投資章) (2015.1)	日コロンビア 投資協定 (2011.9署名)	日サウジアラビア 投資協定 (2013.4署名)	日カザフスタン 投資協定 (2014.10署名)	日ウルグアイ 投資協定 (2015.1署名)	日ウクライナ投 資協定 (投資章) (2015.2署名)	
投資財産の定義		全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産 (公的債務は除外)	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	全ての投資財産	
内 國 民 待 遇 (N T)	参入段階	○	○	○	○	×	×	○	×	○
	参入後	○	○	○	○	○	○	○	○	
最 M F N F N 待 遇	参入段階	○	○	○	○	×	○ (FTA例外あり)	○	○ (努力義務) (FTA例外あり)	
	参入後	○	○	○	○ (FTA例外あり)	○ (admission) (FTA例外あり)	○	○ (FTA例外あり)	○	
パフォーマンス 要求(PR)の禁止		○(11)	○(11)	○	○(9)	×	○(11) (参入後のみ)	○(8)	○(11) (参入後のみ)	○(10)
-輸出制限										
-原材料調達要求										
-物品・サービスの 現地調達要求										
-輸出入均衡要求										
-輸出要求										
-国内販売制限										
-役員国籍要求										
-自国民雇用要求										
-事業本部要求										
-研究開発要求										
-技術移転要求 ○(※技術ライセンス契約への介入の禁止を含む)										
-独占的供給要求										
留保表の有無 (ネガティブリスト)										
公正平衡待遇										
約束の遵守義務 (アンブレラ条項)										
△ (仲裁付託には事 前合意必要、私 契約の紛争解決 手続優先)										
△ (書面での契約につ いて、権限の範囲内 で可能なすべてのこ とを行う)										
収用と補償										
争乱時の補償に関する NT&MFN										
送金の自由										
投資家の入国申請への配 慮										
透明性(法令公表)										
パブリックコメント 努力義務										
汚職防止努力義務										
紛争処理 (国対投資家)										
△ (再協議)										
紛争処理 (国対国)										
合同委員会										
備考										
(※PRの技術ライセンス契約への介入の禁止等は発効後3年で再協議)										

注1 ●は他の章で規定されている要素

(4) 諸外国における投資協定 (EPA/FTA 投資章を含む)

<図表III - 5 - 5> 諸外国における投資協定の要素

協定名称	NAFTA (1994年)	米米FTA (2005年)	米韓FTA (2012年)	シンガポール	中韓投資協定 (2007年12月発効) (2005年8月 発効)	ASEAN投資協定 (2009年2月署名) (2009年9月 発効)	韓ASEAN	中国 ASEAN	豪NZ ASEAN	
(発効年月)	1月発効	1月発効	1月発効	・インドFTA			FTA(投資 章)	投資協定	FTA(投資 章)	
				(2005年8月 発効)			(2010年1月 発効)	(2010年1月 発効)		
投資財産の定義	全ての投資 財産	全ての投資 財産	全ての投資 財産	全ての投資 財産			全ての投資 財産(国内 法令に従う 制限あり)	全ての投資 財産	全ての投資 財産	
～内 N T ～ 国民 待遇	参入段階	○	○	○	○	×	○	○(注2)	×	×(注2)
	参入後	○	○	○	○	○	○	○(注2)	○	○(既存非適 合措置は一 括留保)
～最 M F N ～ 惠 國 待 遇	参入段階	○	○	○	×	○	○	○(注2)	△	×(広範な例 外あり)
	参入後	○	○	○	×	○	○	○(注2)	△	×(広範な例 外あり)
パフォーマンス	○(8)	○(8)	○(8)	○	△(不合理 な措置又は 差別的な措 置を禁止)	○	○(注2)	×	○(注2)	
要求(PR)の禁止				(TRIMs準用)	(TRIMs準用)	○(TRIMs準用)	○(注2)	×	○(注2)	
～輸出制限	×	×	×	○	△(不合理 な措置又は 差別的な措 置を禁止)	○	○	×	○	
～原材料調達要求	○	○	○	○	○	○	○	×	○	
～物品・サービスの現地 調達要求	○	○	○	○	×	○	○	×	○	
～輸出入均衡要求	○	○	○	○	×	○	○	×	○	
～輸出要求	○	○	○	×	×	○	×	×	○	
～国内販売制限	○	○	○	○	×	○	○	×	○	
～役員国籍要求	○	○	○	○	×	○	○	○	○	
～自国民雇用要求	×	×	×	○	×	○	○	×	○	
～事業本部要求	×	×	×	○	×	○	○	×	○	
～研究開発要求	×	×	×	○	×	○	○	×	○	
～技術移転要求	○	○	○	×	△(不合理 な措置又は 差別的な措 置を禁止)	×	×	×	×	
～独占的供給要求	○	○	○	×	○	○	○	×	○	
留保表の有無 (ネガティティブリスト)	○	○	○	△	○	○(注1)	○(注2)	○	○(注2)	
公正衡平待遇	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
約束の遵守義務 (アンプレラ条項)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
取用と補償 (国対投資 家の紛争処 理手続に類 似規定)	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
争訟時の補償に関するNT&MFN 送金の自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
紛争処理 (国対投資家:ISDS)	○	×	○	○	○	○	○	△(PR除 外)	△(PR除 外)	
紛争処理 (国対国)	○	○	○	○	○	○	○	○(注3)	○(注3)	

(注1)署名後6ヶ月以内にASEAN事務局へ留保表を提出することを規定。

(注2)留保表、MFN及びTRIMsプラスのPR禁止について、協定発行後5年以内の議論完了を規定。留保表が作成されるまで、NT、MFN、役員国籍要求の禁止は、未適用。なお、TRIMsは協定発効時からラオスを除いて適用(第27条)

(注3)フィリピンとの紛争をICSIDへ付託する場合は書面の合意が必要

(5) EU の国際投資ルールに関する取組

EU 加盟国は、これまでに 1200 以上にのぼる二国間投資協定を締結し、諸外国における投資保護ルールを整備してきた。他方、EU は、他国との通商条約の中で投資自由化に関する内容は規定してきたが、投資保護に関する規定はほとんどおいてこな

かった。しかし、2009 年 12 月 1 日に発効したリスボン条約により、EU が直接投資保護についての通商交渉権限を持つことが明確化された。

2010 年 7 月に欧州委員会が発表した文書 では、投資保護に関する規定として「公正衡平で無差別な待遇の保障、十分な保護と安全、収用への補償、資金移転の自由、投資家対国家の紛争解決 (ISDS)」

を含める方針が述べられている。また、EUの投資政策は、環境保護、健康や労働の安全、消費者保護、文化的多様性、開発政策、競争政策など、他の政策に適合するものでなければならず、投資家の権利保護だけではなく、社会福祉に貢献する投資を進めることができるとされている。さらに、当面は、インド、シンガポール、カナダ、メルコスールとのFTA交渉の中で、投資保護の要素も含めることを目指していくとしている。

その他の論点においても、EUと加盟国の権限の抵触が問題となりうる。例えば、EC設立条約（現・EU運営条約）には資本移転の制約を規定している一方、EU加盟国の二国間投資協定の中には、送金の自由を制約する事由を定めていないものがあったため、欧州司法裁判所は、オーストリアやスウェーデン、フィンランドの締結していたこれらの投資協定がEC設立条約違反であると認定した。また、中

東欧諸国がEU加盟交渉をした際には、これらの国々が第三国と締結していた投資協定とEC設立条約の関係が問題となり、例えば、チェコは米国と締結していた協定を改訂することとなった。

我が国とEUとの間のEPAに関しては、交渉の対象範囲などを定めるスコーリング作業が2012年5月に終り、欧州委員会は同年11月に加盟国から交渉権限を取得し、2013年4月に日EU EPA交渉の第1回会合が開催された。2014年末までに合計8回の会合が開催されている。

2014年には、交渉が先行していたEUカナダFTA（CETA）やEUシンガポールFTAが合意に至り、投資ルールを含めた条文が公開された。現在、シンガポールとのFTAについて、EUが単独で締結するのか、EU加盟国と共に締結する（混合協定）のかについて欧州司法裁判所で審理中である。

2. 投資を巡る紛争処理

（1）ルールの背景

地域貿易協定（EPA/FTA）及び二国間投資協定（BIT）では、協定の適用・解釈を巡り争いが生じた場合、一方の当事国が他方の当事国を相手取り、仲裁やその他の紛争解決手続に判断を求めうることを規定している。しかし、EPA/FTAやBITにおいて利用されることには極めて稀である。

一方、大多数のEPA/FTAの投資章及びBITは、「投資家対国家（投資受入国）」の紛争解決手続（ISDS）を設けている（注）。これは、投資受入国が協定の規定に反する行為を行ったことにより投資家が損害を被った場合、投資家が投資受入国との紛争を仲裁に付託することを認めるものであり、仲裁廷が投資受入国の協定違反を認定した場合には、投資家が投資受入国から金銭等による賠償を受けることができる。ISDSが存在しなければ、通常、投資家は投資受入国との紛争を当該投資受入国の国内裁判所に提起する以外の法的紛争処理手段がなく、外国企業であるが故に不利な判断を被る可能

性や司法制度が未発達なために公正な審理を受けられない可能性がある。また仲裁の利用を試みたとしても、通常、仲裁付託には当事者間の合意が必要であり、紛争が起きてから国家が仲裁付託を認めることは想定しがたい。そこで、多くのEPA/FTA及びBITのISDS条項は、仲裁付託への事前の包括的な同意を予め締約国が与えることによって、実際に紛争が起きた際に相手国政府の仲裁付託同意を個別に取り付けることなく、投資家が即座に仲裁へ付託できることになる。このように、投資家が公平な審理を受ける機会を確保することによって、ISDSは外国投資に起因するリスクを低減させる役割を果たしている。

さらに、投資についてはWTOのような多国間の紛争処理ルールがない中、国家間で合意したルールにもとづいて投資家と国家間の紛争を処理することは、当該紛争が国家間の紛争に発展することを防ぐ役割を果たすとともに、投資保護を保証することで投資を誘致したい投資受入国と自国投資家を保

護したい投資家母国相互の利益につながると考えられる。

(注) 米豪 FTA など、投資家対国家の紛争解決規定がない協定も存在する。ただし、米豪 FTA は、一方当事国が、紛争処理に影響する事情に変化があったことを理由に投資家による仲裁申立て手続の設置を検討すべきと考える場合、相手国とその旨協議を行うことができる旨規定している。(第 11.16 条 1 項)。

(2) ルールの活用状況

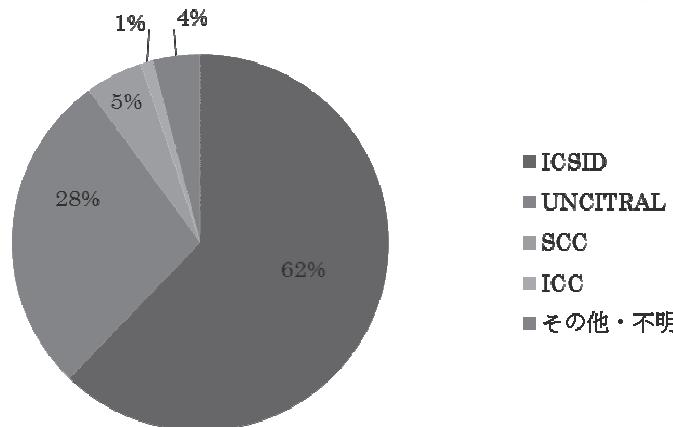
①仲裁付託された案件数の推移

投資を巡る「投資家対国家」の紛争手続 (ISDS) は、各国において BIT が締結され始めた 1960 年代には、既に協定に盛り込まれていた。しかし、当初は、協定による事前の包括的な仲裁への同意の可能性は認識されておらず、協定に基づく仲裁付託件数は 1990 年まで 0 であった。1990 年に協定に基づく「投資家対国家」の仲裁が初めて成立したこと (AAPL 事件)、1996 年、NAFTA における「Ethyl 事件」(米国企業が、カナダ政府による環境規制が NAFTA 上の「収用」に該当するとして主張) において仲裁が申し立てられ、カナダ政府が米国企業に

金銭を支払って和解したことが注目を集めた(本件は、カナダの州政府によるカナダ国内の手続によって、連邦政府の環境規制が国内法に違反すると判断された結果、カナダ政府が当該規制を撤廃した。この判断を受けて、カナダ政府は米国企業と和解し、NAFTA にもとづく手続は終了した)こと、また、時期を同じくして、1995 年から開始された OECD における多国間投資協定交渉において投資協定仲裁が大きな問題になったこともある、投資協定仲裁への関心が高まった結果、1990 年代後半からは仲裁手続への付託件数が急激に増加した。

各国の協定において指定されている主な仲裁規則としては、ICSID (投資紛争解決国際センター)、UNCITRAL (国際連合国際商取引法委員会)、ICC (国際商業会議所) 及び SCC (ストックホルム商業会議所仲裁協会) の各仲裁規則が挙げられる。上記手続のうち最も活用されているのは、1966 年発効の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に基づき、世界銀行グループの国際機関として設立された ICSID での仲裁手続であり、同機関に付託された案件の数は過去に提起された仲裁案件の 6 割以上を占める。

＜図表 III - 5 - 6 ＞ 主要仲裁手続への付託案件の割合 (～2013 年末 / 全 568 件)



(UNCTAD Recent Development in Investor-State Dispute Settlement, IIA Issues Note No.1 (2014))

②仲裁案件に関与した国

UNCTAD のまとめによると、2013 年末までに提起された「投資家対国家」紛争案件 568 件のうち、274 件が終了しており、そのうち、国家の主張が認められた割合は約 43%、投資家の申立が認められた割合は約 31%、和解が約 26% となっている。最も多くの仲裁が提起された国はアルゼンチン(53 件)であり、次にベネズエラ(36 件)、チェコ共和国(27 件)、エジプト(23 件)、カナダ(22 件)、エクアドル(22 件)、メキシコ(21 件)、ポーランド(16 件)、米国(15 件)が続く。他国と比較してアルゼンチンの被提訴案件が際立って多い理由は、2001 年末以降の財政危機における政策的混乱にある。同様に、チェコ共和国についても、同国において 1997 年の通貨危機を契機に表面化した、金融分野の不良債権問題に原因が求められる。一方、メキシコ及び米国、カナダについては、NAFTA 11 章(投資章)に基づく事件が大きな注目を集め、投資家がその効用を深く認識したことがこれら三国を被申立国とする案件が多い原因と推察される。

＜図表Ⅲ - 5 - 7 ＞ 被申立国となった回数
(～2013 年末)

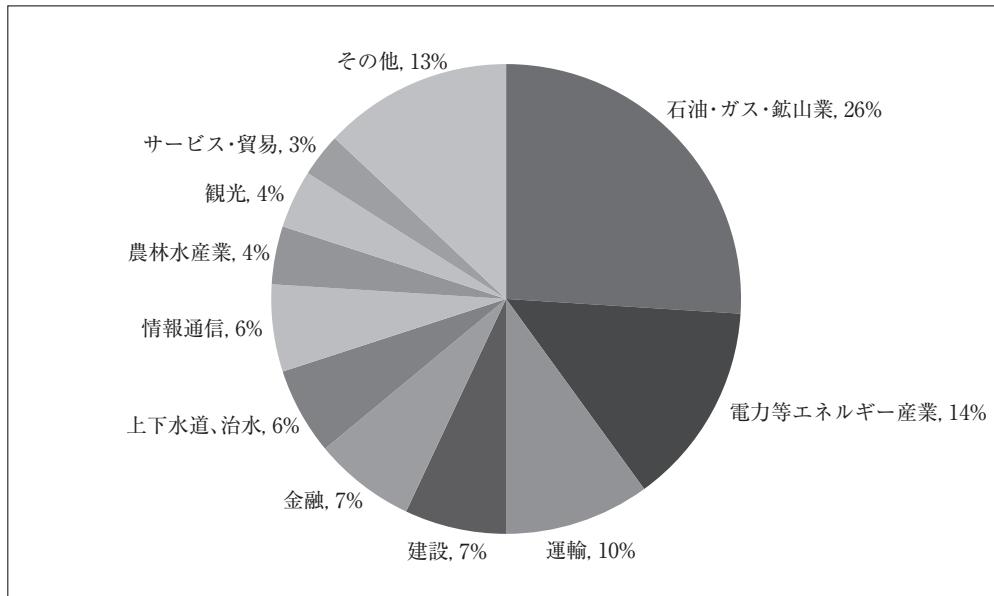
順位	被提訴国	件数
1	アルゼンチン	53
2	ベネズエラ	36
3	チェコ共和国	27
4	エジプト	23
5	カナダ	22
6	エクアドル	22
7	メキシコ	21
8	ポーランド	16
9	米国	15
10	インド	14
11	カザフスタン	14
12	ウクライナ	14
13	ハンガリー	12
14	ボリビア多民族国	11

(UNCTAD Latest Development in Investor-State Dispute Settlement, IIA Issues Note No.1 (2014))

③企業による仲裁手続の利用状況

ICSID のまとめによると、仲裁手続を利用している産業セクターとしては、石油・ガス・鉱山業が 26% と最も多く、電力等エネルギー産業が 14%、運輸業 10%、建設 7%、金融業 7% が続く。エネルギー資源の開発は莫大な投資を要する一方、資源産出国の大半は開発途上国であり、社会的・政治的安定性に欠ける場合が多いことから、投資保護の需要が高いものと推察される。そのため、このようなエネルギー分野における投資保護については、EPA/FTA 及び BIT における規定のほか、近年は、多国間国際条約である「エネルギー憲章条約」(Energy Charter Treaty) の紛争処理規定も活用されている。

<図表III-5-8> ICSIDにおける産業別の仲裁利用状況（～2014年12月末）



(ICSID, The ICSID Caseload - Statistics (2014-1))

(3) 規律の概要

① EPA/FTA・BITにおける投資家対国家の紛争処理手続の概要

BIT、EPA/FTA投資章における投資家対国家の仲裁の手続は協定によって様々であるが、概ね以下のプロセスを踏むよう規定されている。

(i) 対象となる投資紛争

締約国が収用補償義務や公正衡平待遇義務などの協定義務に違反し、これにより投資家が損害を被った場合、当該紛争は投資家対国家の紛争処理手続の対象となる。BITの中には、対象となる紛争を「投資家と締約国との間で生ずるあらゆる投資に関する意見の相違」と広く規定するものあるいは逆に「収用が起きた場合の補償額」のみ紛争処理対象として限定するものもある。

(ii) 投資家と相手国政府（紛争当事国）による協議

紛争発生後、すぐに仲裁に紛争が付託されるのではなく、通常は3か月から6か月程度の協議期間が設定される。

(iii) 仲裁付託

協議によって解決しない場合、投資家は仲裁へ付託できる旨規定されるのが一般的である。協定がない場合、投資紛争の仲裁付託には個別に紛争当事国の同意が必要であるが、多くの協定ではこの仲裁付託への同意を予め協定において付与している（事前の一括同意）。投資家は、ICSID（投資家の母国と紛争当事国の双方がICSID加盟国の場合）、ICSID Additional Facility Rule（投資家の母国又は紛争当事国どちらかのみがICSID加盟国である場合）、UNCITRAL仲裁規則に則った仲裁の内いずれかを選択できるように規定されていることが多い。これに、ICC仲裁規則やSCC仲裁規則（下記「主な仲裁機関・仲裁ルールの概要」参照）等を加える場合もある。また、仲裁付託にあたっては、同一の紛争を国内裁判所に訴えていないことが条件となることが一般的である。同様に、仲裁付託後に同一案件を国内裁判所に訴えることは通常できない。

(iv) 仲裁人の選任・仲裁廷の設置

仲裁機関やルールの選定後、仲裁人の選任（多くの場合、3人の仲裁人により仲裁が行われる。3名

の選任方法は、紛争当事者である投資受入国及び投資家がそれぞれ1名ずつを選び、3番目の仲裁長は原則として両者の合意により選定される。) を経て仲裁廷が設置される。ここからは投資家が選択したそれぞれの仲裁手続に則って仲裁が進められるが仲裁の経過・結果などを示す書類の紛争当事者となっていない締約国への送達や、複数の請求の併合など、必要な修正が協定で加えられていることがある。

(v) 仲裁管轄権の判断

仲裁廷設置後、付託された投資紛争について仲裁廷が判断する管轄権があるかどうかがまず判断される。管轄権の有無は、(i) で述べた対象となる投資紛争の定義とも関連して、大きな争点となることがある。

(vi) 本案の判断

仲裁廷に管轄権があると判断された場合、いよいよ実際の協定義務違反の有無の本案について判断される。

(vii) 賠償額の判断

協定義務違反が認められた場合、金銭賠償の額についても判断される。

(viii) 仲裁判断の取消

ICSID仲裁の場合、一方の当事者が特別委員会に仲裁判断の取消等を申し立てることができる(ICSID条約第51条、第52条にて規定。)また、ICSID以外での仲裁判断については、仲裁地の裁

判所がその国の法令にもとづき仲裁判断を取り消すことがある。なお、一般に、仲裁は、仲裁人の選任等の手続に双方が関与した上で、その結論を受け入れることにより迅速に事案を処理することを目的としているため、上訴の仕組みはない。

(ix) 仲裁判断の執行

仲裁判断は最終的で、かつ当事者に対する拘束力を持つ。仲裁判断は、投資協定上、被申立国には遵守義務があるが、これに加えて、ICSID条約にも仲裁判断の執行についての規定が置かれている(ICSID条約第53～55条)。ICSID条約以外の仲裁手続に基づく場合は、各国内法に基づく承認執行が可能である他、外国仲裁の承認執行に関するニューヨーク条約に従い執行されることも可能である。投資協定仲裁の仲裁判断はほとんどが自発的に履行されている。

(x) 仲裁手続の透明性

投資協定仲裁は公益を扱うものであるため、その手続は透明化される傾向にある。仲裁廷に提出される文書の公開などについて協定中に明記される例が増えているほか、2013年にはUNCITRAL透明性規則が採択され、2014年4月以降に署名された投資協定に基づいてUNCITRAL仲裁規則による仲裁がなされる場合には、仲裁手続に関する大幅な情報公開が導入されることとなった。ICSID条約に基づく仲裁の場合も、2006年のICSID仲裁規則改正により、一定の情報公開がなされるようになっている。



投資協定仲裁の活用について

投資協定仲裁は、平均して解決までに2～4年を要し、訴訟費用はだいたい数千万円～数億円かかると言われる。そのため、実際に投資家が紛争案件を投資協定仲裁に付託するか否かの決断は、こうした費用対効果も勘案して決められることになり、結果

としてインフラ・資源開発など巨額投資が絡むケースの付託が比較的多くなっている。また実際に仲裁に付託しなくとも、投資協定仲裁の存在を交渉を有利に進めるためのレバレッジとして使い、和解に持ち込むケースも多いとされる。なお、日系企業が実

際に投資協定仲裁を使ったケースは、公表されている中では「Saluka 事件」のみである。また、海外投資に際して、優遇税制等に加えて、投資協定の存在を考慮して第三国企業経由で投資する企業も存在する。

ICSID 条約に基づく仲裁と UNCITRAL 仲裁規則等に基づく仲裁とを比較すると、ICSID 仲裁は、世界銀行グループの国際機関ということもあり、会議室、仲裁人候補名簿、標準料金（例えば仲裁申立ての ICSID 仲裁登録費用は 25,000 ドル、仲裁廷設置後の運営費として 20,000 ドル、仲裁人の報酬は 1 人あたり 1 日 3,000 ドル等）などが整備されており、利便性が高い。また、ICSID 仲裁の場合、仲裁判断を受入国政府が履行しない場合には、世銀ローン停止などの可能性があるため、仲裁判断はこれまでのところほとんどすべて履行されている。なお、ICSID 仲裁における仲裁判断の取消しは ICSID 条約に基づいてのみなし得る。

他方、UNCITRAL 仲裁規則等に基づく仲裁は、通常の商事仲裁と同様、判断の取消しについて仲裁地の国内裁判所の介入が予定されている。仲裁人の選任等は ICSID 仲裁に比べてやや柔軟に行え、費用は実際の手続の進行次第で ICSID 仲裁より高くも安くもなるが、ICSID 仲裁には事務局があるため一定の工程管理が行われるのに対し、UNCITRAL 仲裁規則では事務局が予定されていないため、常設仲裁裁判所（PCA）などに事務局を依頼することが多い。これら仲裁の諸費用を、仲裁手続当事者（投資家と受入国政府）がどのように負担するかについては、当事者が特別の合意をしなければ仲裁庭が決定することになり、敗訴者に全額負担させた例もある（UNCITRAL 仲裁の場合は原則敗訴者負担）。

投資協定仲裁以外の問題解決の手段について

上記のとおり、投資仲裁に訴える場合には相当のコストや期間を覚悟する必要があり、二の足を踏む企業は多い。また、現地で引き続き事業を営む場合は、現地政府との関係悪化やメディアでの報道に

よって他の事業に悪影響が及ぶ可能性も考慮に入れる必要がある。そのため、EPA 投資章や二国間投資協定に違反する行為があった場合の問題解決の手段は、必ずしも投資仲裁に限定されるものではない。まず、投資仲裁に至る前に受入国政府との和解に至る場合がある。一般的には、ICSID 等への投資仲裁の申立てに先立ち通報（notice of intent の提示）を受入国政府に行う前後に、弁護士を交えて交渉することが多い。具体的な事例が公表されることは少ないが、例えば、米国のエネルギー企業とエクアドルとの間で、約 8,000 万ドルの和解金が合意されたなどの事例が報道された例がある。また、近年では、わが国の結ぶ EPA 等には「ビジネス環境整備小委員会」を設置する例が増えており、投資協定仲裁の場合とは違って、紛争になる前に企業が関与して投資受入国のビジネス環境の改善に向け議論する枠組みが構築されている（詳細は第 III 部第 8 章「ビジネス環境整備」参照）。同委員会には、受入国政府のみならず、協議事項に携わる現地業界、投資母国の政府、JETRO 等の関係機関が一堂に会し、1 社で提起しにくい問題や、業界全体、進出企業全体にかかる問題をまとめて提起できる。また、取り扱い得る案件は、投資章に限らず、産業インフラの整備、行政手続きの簡素化・透明性向上、知的財産権の保護など、ビジネス上の様々な問題点にわたる。投資受入国政府は、EPA 等の規定により同委員会を通じて挙げられた要請に対して適切な対応をとることが求められる。現在、「ビジネス環境整備小委員会」は、タイ、マレーシア、メキシコ、チリとの EPA に基づき会合の開催実績がある他、日ペルー投資協定では、協定の適用範囲内の投資に関連する事項であって、投資環境の改善に関係するものについて情報交換や討議等を行うことを目的とした「投資環境改善小委員会」が設置されている。さらに、ブラジルとの間では、政府間協定に基づかない枠組みとして、「日伯貿易投資促進合同委員会」が 2008 年 7 月に設置されている。

コラム

投資家対国家紛争解決手段のオプション—仲裁の課題と調停の活用可能性を中心に—

I. はじめに

投資家と国家の間の紛争解決手段には多様な選択肢が存在する。近年、投資協定やEPAに根拠を有する投資協定仲裁が、多く活用され、一定の成果を上げ、注目を集めてきた。本報告書においても投資協定仲裁につき紙面を割き、その制度的概要や、実際の紛争案件の解説を掲載している。一方で、投資協定仲裁にも、紛争解決に長期間を要する、多大なコストがかかる、さらには、稀ではあるが損害賠償を命じられた投資受入国が仲裁判断に従わない場合の仲裁判断の執行が困難であるなど一定の課題があることが意識されるようになってきている。

他方、投資家対国家の紛争解決手段の中には、より和解的な解決を志向する調停も存在する。ICSIDは、投資協定仲裁の課題や仲裁申立数の増加を踏まえ、調停の活用を推奨し始めている¹。日本企業の中には、必ずしも正面からの対立型紛争を好まない企業も多くあるとされるが、調停という和解的な解決はかかる日本企業のメンタリティに適合する場合もある。そこで、このコラムでは、投資家対国家の紛争解決手段としての仲裁の直面する課題を概観するとともに、調停のメカニズムを解説し、そのメリットやデメリットを整理し、紹介することとする。ただし、仲裁の過程の中で和解的解決を模索するこ

とも可能であり、実際にも仲裁の過程で相当数の和解がなされている²。

また、本報告書では、EPA等に基づき設置されるビジネス環境整備委員会においても、話し合いにより、投資家が直面する問題の解決を図ることが可能であることを解説している。そこで、本コラムでは、和解的解決を志向する調停とビジネス環境整備委員会との比較にも簡潔に触れることとする。

II. 投資家対国家紛争解決手段としての仲裁の課題及び限界

1. 時間と費用の問題

ICSIDは、仲裁にかかる時間と費用の点を挙げ、その年次報告において調停の活用を推奨した³。この点について、国際連合貿易開発会議（UNCTAD）の研究は、仲裁手続きにかかる費用が非常に高額であり、中でも弁護士費用がその6割を占めると問題提起をしている⁴。同じ研究は、仲裁にかかる時間について、当事者が管轄についても争うことが常態化し、また、いったん判断が出ても取消手続き等を頻繁に活用するに至り⁵、紛争解決にかかる時間の長期化が顕著にみられ、平均でも3年から4年を要すると指摘している⁶。またICSID仲裁についていえば、その平均期間は、取消手続きを除いたとして

1 ICSID年次報告書2004年、2005年参照。なお、2007年以降、国際法曹協会（International Bar Association）、The Centre for Effective Dispute Resolution（CEDR）や国際連合貿易開発会議（UNCTAD）といった機関においても紛争の和解的解決の促進を模索、提案し始めている（Margrete Stevens & Ben Love, Investor State Mediation: Observation on the Role of Institutions, paper presented at the 2009 Conference on Global Resolution: Cost-effective Settlement in International Arbitration, November 26, 2009参照）。

2 ICSID紛争統計（2015-1）によれば、仲裁に持ち込まれた案件のうち、36%が和解そのほかの理由で手続きが終了している。ICSID, The ICSID Caseload—Statistics 2015-1, Chart 7 参照（<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/resources/PublishingImages/Caseload%20Stats-2015-1-ENG.png>にて入手可能）。

3 ICSID年次報告書2004年、2005年事務局長の導入の辞を参照。

4 UNCTAD, Investor—State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration（2010）, 17-18 参照（http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdfにて入手可能）。

5 なお、投資協定仲裁における上訴メカニズム一般についての利点、問題点についての考察として、経済産業省投資協定仲裁研究会平成21年度報告書所収の玉田大「投資仲裁における上訴メカニズム」参照

（http://www.meti.go.jp:8080/policy/trade_policy/epa/pdf/FY21BITreport/ISDS%20review.pdfにて入手可能）。

6 UNCTAD, Investor?State Disputes: Prevention and Alternatives to Arbitration（2010）, 18 参照（http://unctad.org/en/docs/diaeia200911_en.pdfにて入手可能）。

も3.6年であると指摘されている⁷。こうした時間及び費用の点は、仲裁の当事者となる投資家及び投資受け入れ国の双方にとって大きな負担として意識されている。

2. 国家による仲裁判断不履行の問題

こうした課題に加え、投資協定仲裁の活用が進むにつれ近時はさらに以下のような実務的限界が意識されるようになってきている。ICSID条約53条においては、仲裁判断は仲裁の当事者に対し拘束力を有し、仲裁当事者は仲裁判断に従うべきことが規定されている。しかし、国家は仲裁判断において賠償を命ぜられた場合にはこれに従うことが大多数であるものの、仲裁判断に従わないケースも散見されるようになってきている。例えば、アルゼンチン政府は、CMS Gas Transmission Company（およそ1億3000万ドルの賠償を命ずる2005年の仲裁判断）、Azurix Corporation（およそ1億6千万ドルの賠償を命ずる2006年の仲裁判断）、Vivendi Universal（およそ1億ドルの賠償を命ずる2007年の仲裁判断）に対する賠償を命ずる仲裁判断などになかなか従わず、ようやく2013年に投資家との間で和解が成立了⁸。アルゼンチンの他に、カザフスタン、キルギス、ロシア、タイ、ジンバブエ、コンゴといった

国々も投資家に対する賠償を命ずる仲裁判断の履行に従わなかった例があるとされる⁹。

これらの多くでは、最終的には国家が賠償を履行したが、そこに至るまでには投資家による国家の財産差し押さえや投資家の母国政府による外交的介入といった追加のコストや労力が投入された模様である。投資家の母国の介入の例として注目されたのが、米国によるアルゼンチンへの特恵的関税待遇(GSP)の停止である。なお、投資家の母国の外交的介入は必ずしも投資家に有利なものばかりではない。ドイツの投資家がロシア政府による賠償の履行の確保のため、ドイツにおいて開催された航空イベントのためにロシア政府が持ち込んだ航空機に対する差し押さえを申し立てた事案では、ドイツ政府は外交問題となることを恐れ当該投資家に対してかかる差し押さえの申し立てを取り下げるよう働きかけたとされる¹⁰。

なお、世界銀行の業務マニュアルには、加盟国が、収用や対外債務に関する紛争を抱え、適切な是正措置を講じる意思が見受けられない場合、又は紛争の解決に向け合理的な努力を怠る場合には、新規貸付を停止することを検討するとある¹¹。国家による仲裁判断の不履行もこうした場合に該当することになると思われるところ、世界銀行の貸し付けの停

7 Anthony Sinclair, ICSID Arbitration: How Long Does it Take?, GAR JOURNAL, Vol. 4, Issue 5 参照 (www.GlobalArbitrationReview.com にて入手可能)。この分析においては、2009年7月1日までに仲裁判断(award)が下された115件が対象となっている。なお、取消手続きに移行した場合には、取消手続きは典型的には2、3年かかる。

もし、仲裁判断が取り消された場合には、再度の仲裁手続きが開始される(ICSID条約52条(6))。そうなると、全体の手続きについて10年以上かかることもあり得る。

8 <http://online.wsj.com/article/BT-CO-20131018-705467.html>

<http://www.allenavery.com/publications/en-gb/Pages/Argentina-settles-five-investment-treaty-awards.aspx> 参照

9 Luke Eric Peterson, How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.com にて入手可能) ; Luke Eric Peterson, Deadline Lapses Without Payment by Kazakhstan on BIT Award, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.com にて入手可能) ; Luke Eric Peterson, Zimbabwe Not Paying ICSID Award, May 7, 2010, 参照 (www.iareporter.com にて入手可能)。

10 Luke Eric Peterson, How Many States Are Not Paying Awards under Investment Treaties?, May 7, 2010, 参照。

11 World Bank Operational Manual : OP 7.40 - Disputes over Defaults on External Debt, Expropriation, and Breach of Contract 参照

(<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/PROJECTS/EXTPOLICIES/EXTOPMANUAL/0.menuPK:64701763~pagePK:64719906~piPK:64710996~theSitePK:502184,00.html> にて入手可能)

止の可能性は仲裁判断不履行に対する抑止力となり得る。アルゼンチンが2013年に投資家との和解に応じたのも、世界銀行からの圧力があつたためだと言われている。

3. 仲裁判断執行の困難性（主権免除の問題）

国家が任意に賠償を命ずる仲裁判断に従わない場合には、投資家は仲裁判断の執行のために当該国家の財産を差し押さえなどの法的手段をとることができる。ICSID条約はICSID仲裁判断の実効性を確保する観点から、金銭賠償を命ずるICSID仲裁の仲裁判断につきこれが加盟国における最終確定判決と同様の効力を有することを規定している（ICSID条約54条1項）¹²。仲裁判断の執行は、賠償を命じられている国家以外の第三国にて申し立てられることが常であるが、ICSID条約54条1項でいう加盟国とは仲裁当事国のみならず執行を申し立てられた加盟国も含む。したがって、賠償を命ずるICSID条約に基づく仲裁判断はICSID加盟国においては自動的に執行される^{13、14}。

もっとも、これは、投資家が直ちに国家の資産を差し押さえができるることを意味しない。慣習国際法上、主権免除の一内容として国家の資産は執行から免除されるところ、ICSID条約においては、加盟国において有効な法に基づく主権免除の原則が引き続き妥当することが確認されている（ICSID条約55条）¹⁵。また、慣習国際法上、国家による仲

裁合意は必ずしも執行段階における主権免除の放棄を意味しない。そのため、賠償を命じられている国家は、差し押さえが申し立てられた当該国家の資産につき、主権免除を援用し、差し押さえを阻む余地が残されている。近時、国際司法裁判所（ICJ）は、国家の資産が政府的非商業的な活動のために利用されていない場合など一定の場合には国家の資産につき主権免除の原則が適用されないと判断したが¹⁶、依然として主権免除が適用されない範囲は限られている。差し押さえが申し立てられた資産がもっぱら商業的利用に供されていれば差し押さえの余地が出てくるものの、政府自体がかかる商業的活動を行うことはそれほど多くなく、また、公的な資産が商業的な利用に供されている場合であっても仲裁判断の名宛人となる政府とは別の法人の支配下にあることが多い。これらの場合には差し押さえの申し立ては拒絶されることとなる。また、世界の金融活動の中心である米国や英国の主権免除に関する法律においては、外国の中央銀行をはじめとする金融当局の資産は商業的利用であるかどうかにかかわらず主権免除の対象であることが規定されている¹⁷。これらのハードルに鑑みれば、投資家が国家の資産につき有効に差し押さえることは実務的にかなり難しいといえ、実際の事案においても投資家の差し押さえの試みはしばしば不成功に終わっている¹⁸。

むろん、主権免除により資産に対する執行が排除されたとしても国家が仲裁判断に従う法的義務を負

12 金銭賠償以外の特定行為の履行や原状回復、差止め等についてはかかる自動執行の対象とはならない。

13 もっとも、ICSID条約の定める仲裁判断取消手手続きが存在し、これが円滑な賠償判断の執行を阻むことがある点につきICSID自体が指摘していることは上述のとおりである。

14 これに対して、ICSID条約に基づく仲裁判断以外の仲裁判断の場合には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）が適用され得るが、ニューヨーク条約においては、さまざまな執行拒絶事由が規定されている。頻繁に援用される執行拒絶事由としては、執行が申し立てられた国の公序違反がある。

15 かかる主権免除を規定した加盟国の法の例としてはたとえば、米国のForeign Sovereign Immunities Actや英国のState Immunity Actがある。

16 *Jurisdictional Immunities of the State* (Germany v. Italy: Greece intervening), I.C.J., Judgment (Feb. 3, 2012), para.118 参照。

17 Foreign Sovereign Immunities Act 1611条(b) (1)、State Immunity Act 14条(4)

18 水島朋則「投資仲裁判断の執行に関する問題」RIETI DP 13-J-078

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/13120005.html>

うことには変わりがない。ICSID 条約上、仲裁判断の不履行に対して、投資家の母国は外交的保護を求めることができ（ICSID 条約 27 条）、国際司法裁判所への提訴をすることができる（ICSID 条約 64 条）。

4. 投資受け入れ国による投資協定仲裁の回避

また、近時、投資受け入れ国が投資協定仲裁を避ける動きも見られるようになった。これは投資協定仲裁が投資家救済の観点から一定の成果をあげたことの裏返しでもあるが、この傾向が将来における投資協定仲裁の活用の余地が狭めが懸念される。これらの国家は、投資協定仲裁に投資家寄りの制度的なバイアスが存在すると主張し、国家主権や柔軟な政策幅を確保する必要があることを根拠として挙げている。

具体的には、2012 年末現在までに、ボリビア、エクアドル、ベネズエラが ICSID 条約 71 条に基づき ICSID 条約から脱退している。また、アルゼンチンにおいても ICSID 条約からの脱退を目指す立法が試みられている¹⁹。ただし、脱退通知後直ちに脱退の効力が生じるわけではなく、通知から 60 日後に脱退の効力が生じる（ICSID 条約 71 条）。また、ICSID 条約から脱退しても、個別の投資協定の効力は影響がなく、仲裁判断の執行についても典型的にはニューヨーク条約により保護されることが多いある。

さらに、個別の投資協定から脱退する動きとして、2013 年末現在までに、ボリビアが米国との間の投資協定を終了させることを通知し、エクアドルが 10 カ国との間の投資協定を破棄し（さらに 5 カ国との投資協定の破棄を議会が承認済み）、ロシア

がエネルギー憲章条約の暫定的適用を終了させ、ベネズエラがオランダとの間の投資協定を破棄している。ただし、通知から一定期間は投資協定の効力が存続するよう定められているのが通常である。たとえば、エネルギー憲章条約 45 条（3）b 項は、暫定的適用期間中に加盟国からなされた投資については、暫定的適用終了の効力発生後 20 年間はエネルギー憲章条約上の一定の保護の効力が残存する旨規定している。

また、インドは、EU、オーストラリア、ニュージーランド等と締結交渉中の投資協定から仲裁条項を除外することを検討しているとされる²⁰。

III. 投資家対国家紛争解決手段としての調停のメカニズムおよびそのメリットとデメリット

1. 調停の概要

一般に仲裁（arbitration）とは、中立の第三者機関から紛争当事者に対し、法に基づく拘束力のある決定を下すことを目的とした裁判的手続きである。これに対し、調停（conciliation）とは、紛争当事者の合意による紛争解決を目的とした非裁判的手続きであり、仲裁に比し非公式かつ柔軟な方法で進められる²¹。

ICSID 条約 28 条から 35 条及び ICSID 調停ルール（ICSID Conciliation Rule）は、手続きをはじめとする ICSID 調停に関するルールを規定している。ICSID 条約加盟国ないし加盟国の国民である紛争当事者の一方が調停の開始を ICSID 事務局長に要請することから調停手続きが開始し、紛争の他方当事者は調停手続きの開始を阻むことはできない（ICSID 条約 28 条（1））²²。その後、調停の当事者

19 アルゼンチン議会の法案（2012 年 4 月 21 日）は

<http://www1.hcdn.gov.ar/proyxml/expediente.asp?fundamentos=si&numexp=1311-D-2012> にて入手可能。

20 “BIT of Legal Bother,” Business Today, May 27, 2012

<http://businesstoday.intoday.in/story/india-planning-to-exclude-arbitration-clauses-from-bits/1/24684.html> にて入手可能）。

21 なお、同じく和解による解決を志向する手続きとして仲介（mediation）が存在する。厳密には、調停においては調停人が解決案を示すのに対し、仲介の場合は仲介による解決案提示はない。ただし、調停と仲介とが互換的に用いられる場合も多い。

22 なお、ICSID 非加盟国及びその国民も、Additional Facility Rules の下で、ICSID 調停を活用できる。

は紛争の解決を支援する調停委員会を合意により設立する (ICSID 条約 29 条)²³。当事者が人選に合意できない場合には ICSID Administrative Council の議長により調停委員会が設立される (ICSID 条約 30 条)。調停委員会の役割は、紛争の争点を明確にすることであり、紛争当事者が和解できるように支援することである (ICSID 条約 34 条 (1))。調停委員会は必ずしも事実認定や法適用のあり方を決する必要はない。調停手続きは仲裁に比し柔軟であるが一定程度対立当事者型構造が維持されており、調停委員会は口頭弁論において紛争当事者の言い分を聴取する (ICSID 調停ルール 22 条)。当事者は、調停委員会の設立後 30 日以内に、それぞれの言い分を記載した書面を提出しなくてはならない (ICSID 調停ルール 25 条)。それ以降でも、いずれの当事者も、紛争に関連し有益であると思われる書面を提出することができる (ICSID 調停ルール 25 条 (1))。調停委員会の側も、適宜当事者に対して口頭での説明、書面そのほかの情報の提出、当事者以外の証人からの証拠の提出等を求めることができる (ICSID 調停ルール 22 条 (3))。調停委員会は、理由を示して、当事者に対し一定の和解案を勧告し、当事者に対し紛争が悪化しないよう特定の行為を慎むよう勧告することができる (ICSID 調停ルール 25 条 (2)、ICSID 条約 34 条 (1))。かかる勧告には強制力はないものの、当事者は勧告を真剣に考慮する義務がある (ICSID 条約 34 条 (1))。調停委員会は、和解が成立した場合も不調に終わった場合も、調停手続き

の終了とともに、調停委員会は紛争が調停手続きに関するレポートを作成する (ICSID 条約 34 条 (2))。なお、もし当事者が仲裁手続きに移行した場合には、当事者は仲裁手続きを改めて始めからやることとなり、その際には調停委員会の作成したレポートは当事者の請求や主張内容の基礎とはならない (ICSID 条約 35 条)。このように当事者が行った調停段階での譲歩等が後の仲裁において足を引っ張らないよう配慮されている。

2. 調停の件数

2013 年末現在、ICSID 調停は 9 件活用されており、そのうち 2 件は現在進行中である²⁴。調停手続きが終了した 7 件については、少なくとも 3 件については和解が成立した模様である²⁵。なお、同時点において ICSID 仲裁は 450 件活用実績があり²⁶、調停に比して圧倒的に仲裁の活用件数が多いことがわかる。

3. ICSID 調停のメリット及びデメリット

(1) 時間とコストの節約

ICSID 調停の大きなメリットとしてまず考えられるのが、仲裁に比して時間と費用が節約できるという点である。上記に ICSID 調停が活用されている 9 件のうち 7 件について調停手続きが終了していると記載したが、当該 7 件についていえば、調停の開始から終了までの期間は 8 ヶ月から 25 ヶ月である。一方、先述したとおり ICSID 仲裁の平均期間は、

23 なお、ICSID 仲裁とは異なり紛争当事者の国民であってもかまわない。

24 なお、Additional Facility Rules 下の 2 件を含む。ICSID, Cases 参照 (<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/cases/Pages/AdvancedSearch.aspx?apprl=CD20,CD19;CD21,CD19> にて入手可能)。

また、ICSID が半期ごとに公表している紛争統計においても件数が公表されている

(<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/resources/Pages/ICSID-Caseload-Statistics.aspx> にて入手可能)。

25 *TG World Petroleum Limited v. Republic of Niger* (ICSID Case No. CONC/03/1) (2005) ; *SEDEX Engineering Beratungsgesellschaft für die Textilindustrie m.b.H. v. Democratic Republic of Madagascar* (ICSID Case No. CONC/82/1) (1983) ; *Tesoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago* (ICSID Case No. CONC/83/1) (1985)。最後のケースにおいては、調停委員会の勧告に基づき和解が成立したとされる。CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445, 449 (2d ed. 2009) 参照。

26 なお、Additional Facility Rules 下の 37 件を含む。ICSID 紛争統計 (2014-1) Chart 2 参照

(<https://icsid.worldbank.org/apps/ICSIDWEB/resources/Documents/2014-1%20English.pdf> にて入手可能)。

取消手続きを除いたとしても3.6年であるとされる。調停においては調停人が争点の明確化や和解に向けて主導権を發揮することとなるが、その過程で当事者が争う論点が絞られ、時間及びコストの節約につながる。また、仲裁においては、米国のディスカバリー手続きほどではないとしても、依然として当事者間で膨大な量の証拠をはじめとする書面の交換を行われることが常であり、これがかかる時間及び費用を大幅に押し上げている。これをふまえ、調停においては、調停人が書面の交換の範囲を限定することが期待される。もっとも、デメリットとしては、調停が不調に終わった場合には調停にかかった時間と費用は無駄になるとして、投資家としては、はじめから仲裁に臨むことを好むことも十分に考えられる。

(2) 早期の紛争解決と関係の修復・継続

調停の仲裁にはない大きなメリットとして考えられるのは、早期の和解により、投資家と投資受け入れ国との間の関係の継続、復縁が可能となり、紛争後も投資活動を継続することが期待できるという点である²⁷。そのため、当事者がすでに現在進行形の長期にわたるプロジェクトに取り組んでおり、かつ、すでに大きなサンクコストを負担しているような場合には、調停のメリットが大きいと考えられる。典型的には、石油やガス開発事業、ガスのパイプラインによる輸送事業、鉱物資源の開発事業、インフラ整備事業におけるジョイントベンチャーや長期契約がこれに該当しよう²⁸。調停による解決が実現した *Tesoro Petroleum Corporation v. Trinidad and Tobago* 事件 (ICSID Case No. CONC/83/1) や

TG World Petroleum Limited v. Republic of Niger 事件 (ICSID Case No. CONC/03/1) はいずれも石油開発事業に関する紛争であった。また、現在調停手続きが進行中の2件もいずれも石油・ガスの探索及び開発事業に関する紛争である。ただし、冒頭で述べたとおり、仲裁の過程で和解的解決を模索することも可能である。

一方で、投資家と投資受け入れ国との間の対立が決定的になってしまっていると調停による解決の可能性は低く、投資家としてははじめから仲裁に持ち込むことが合理的ともいえる。同様に、投資家がすでに交渉そのほかの友好的な方策を尽くしてもなお紛争が解決していない場合には、調停による解決が期待できないとして、仲裁を選択することが合理的とも思われる。

(3) 秘密性

調停は仲裁に比して秘密性が高い。仲裁の場合、紛争手続きや当事者の主張、仲裁判断が一定程度公開されることにより、投資受け入れ国としては、投資家の主張に伴うレピュテーションの低下を懸念することが考えられる。一方、投資家としては株価の低下等を懸念することが考えられる²⁹。通常の仲裁は秘密性が高いものの、投資協定仲裁の場合に秘密性がそれよりも低くなるのは、多大の賠償金を支払うこととも想定され、その根拠がきちんと公表されている必要があるからである。

もっとも、調停は仲裁に比し紛争解決の透明性が損なわれるきらいはある³⁰。

27 KENNETH J. VANDEVELDE, BILATERAL INVESTMENT TREATIES 437 (2010) ; CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 445 (2d ed. 2009) 等参照。

28 Linda C. Reif, *Conciliation as a Mechanism for the Resolution of International Economic and Business Disputes*, 14 FORDHAM INT'L L.J. 578, 635 (1991)。

29 Jack J. Coe, Jr., *Toward a Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes-A Preliminary Sketch*, 12 U.C. Davis J. Int'l L. & Pol'y 7 2005-2006, 23 参照。

30 Jack J. Coe, Jr., *Toward a Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes-A Preliminary Sketch*, 12 U.C. Davis J. Int'l L. & Pol'y 7 2005-2006, 27 参照。

(4) 関係者への説明責任

調停人から提案された和解提案は、仲裁判断に比べフォーマルでなく、なぜそのような和解内容に至ったのかについての理由の説明も乏しいため、和解の内容が賠償を伴う場合には、国家予算からの出費を正当化できず、投資受け入れ国が和解に応ずることをためらうとの指摘もある³¹。さらに、投資紛争はしばしば投資受け入れ国の公益や重要な経済政策や資源政策に関するものであるところ、投資受け入れ国の世論に配慮し、投資受け入れ国が和解をためらう可能性も考えられる。投資家側としても、投資家が企業である場合、仲裁廷と異なり拘束力のない調停による和解提案を受け入れることを株主にどのように説明するか、という問題を抱える。

(5) 和解の法的拘束力と執行の問題

ICSID 調停の結果の和解については、ICSID 条約及び ICSID 調停ルール上当事者に対する法的拘束力があるとは明記されていないものの、学説上は ICSID 調停の結果合意された和解には法的拘束力があるとされる³²。ただし、先述したとおり、ICSID 仲裁においては、仲裁判断が加盟国の確定判決と同等の効力を有することを ICSID 条約が規定しており、仲裁判断の執行の自動性が確保されている。しかし、ICSID 調停の結果の和解についてはかかる執行段階における拘束力は認められていない。そこで、調停の当事者は、和解で規定された義務の不遵守の事態に対応するために別途仲裁ないし裁判で争い直すことを余儀なくされる場合もある。裁判が望まし

くないのであれば、和解条件の中に、和解で規定された義務の遵守を巡る紛争については仲裁にて解決することを定めた仲裁条項を設けることが求められる³³。この点が調停のデメリットと考えられるかもしれない。もっとも、ICSID 調停に基づく和解は当事者の合意によりその内容が定まることから、そもそも和解の不遵守のリスクは仲裁判断の不遵守のリスクに比べて小さいと思われる。

IV. ビジネス環境整備小委員会における問題解決との比較

ビジネス環境整備小委員会とは、日本が締結する EPA 等に基づき設置される二国間の官民対話のための委員会であり、投資家が投資受け入れ国に対して、様々なビジネス環境の改善に向けた議論を提起することができるフォーラムである。日本は、タイ、マレーシア、メキシコ、チリ、ペルーとの間でビジネス環境整備小委員会の開催実績がある。ビジネス環境整備小委員会は、広く投資家の母国の政府や JETRO、投資受け入れ国政府、現地の業界の関係者により構成される。中立の第三者が介入しない点で仲裁や調停とは異なる。ビジネス環境整備小委員会では、多くの投資企業に影響を与えるような一般的なビジネス環境の改善について議論される。その中には、必ずしも、調停や仲裁での解決になじまない問題もある。過去に、治安の向上、出入国手続きの円滑化、輸送インフラの整備・改善、模倣品対策、同等性認定といった公的な問題についてビジネス環境整備小委員会が活用されている。

³¹ Barton Legum, *The Difficulty of Conciliation in Investment Treaty Cases: A Comment on Professor Jack C. Coe's "Toward A Complementary Use of Conciliation in Investor-State Disputes- A Preliminary Sketch,"* MEALEY'S International Arbitration Report Vol. 21, #4 April 2006, at 2 参照。もっとも、かかる指摘は比較的ガバナンスが厳しい米国での経験を基になされている。

³² CHRISTOPH H. SCHREUER ET AL., THE ICSID CONVENTION: A COMMENTARY 451 (2d ed. 2009); Nassib Ziadé, *ICSID Conciliation*, NEWS FROM ICSID, Vol. 13/2, at 3, 6 等参照。

³³ UNCITRAL の調停ルールは、その脚注において、和解中に仲裁条項を入れることを検討すべきとしている。

②主な仲裁機関・仲裁ルールの概要

注：投資協定によっては、これら仲裁規則のいずれかに基づいて仲裁手続がなされると定めつつ、当該仲裁規則と異なる手続を定めことがある（例、仲裁人の選任、仲裁地、情報公開）。その場合、投資協定による変更を加えた上で、指定された仲裁規則が適用される。

＜図表III - 5 - 9＞

	ICSID条約・仲裁規則	ICSID 追加的制度規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> 投資紛争解決国際センター（International Centre for Settlement of Investment Disputes : ICSID）は世界銀行グループの国際機関である常設の仲裁機関。所在地は米国（ワシントンD.C.）。 ICSID条約は1966年発効。2014年末時点に署名159か国、発効150ヶ国。 ICSID条約に仲裁に関する規定があり、「仲裁規則（Arbitration Rules）」においてさらに詳細に規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ICSID 追加的制度規則（Additional Facility Rules）は、1978年に制定された、理事会がICSID事務局に対して、非締約国を一方の当事者とするなど、ICSID条約が対象とする以外の紛争処理手続を管理する権限を付与するための規則 ICSID 追加的制度規則には三つの付則があり、非締約国と締約国との間の投資紛争に関する仲裁は「付則C」で規定。
対象事案（段段の限定がある場合に記載）	<ul style="list-style-type: none"> 締約国の国民と他の締約国との間の投資を巡る紛争（条約1条2項、25条1項） 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者的一方が非締約国又は非締約国民の投資紛争（規則2条(a)）
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> 申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する（条約36条1項） 仲裁機関が、仲裁申立てに含まれる情報から、明らかにICSIDの管轄外と判断しない限り、仲裁申立てが登録され、当事者に通知される（条約36条3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 申立人による仲裁機関への書面による申立てにより仲裁手続が開始する（付則C 2条） 仲裁機関が、仲裁申立てが要件に合致していることを確認した後、可及的速やかに登録が行われ、当事者に登録の通知が行われる（付則C 4条）
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は仲裁人の数を一名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には三名となる（条約37条2項(a) (b)） <p>＜仲裁廷が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任される（条約37条2項(b)） <p>※選任方法の詳細は規則3条を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から90日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する（条約38条、40条1項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から90日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を指名しない場合、仲裁機関が仲裁人名簿から当事者と異なる国籍を有する者を選任する（条約38条、40条1項） <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（当事者の合意によって仲裁人が選任される場合を除く）（条約39条）。すなわち、標準の3名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。 	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は仲裁人の数を一名又は奇数名と合意することができ、当事者の合意がない場合には三名となる（付則C 6条1項） <p>＜仲裁廷が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、第三仲裁人は当事者の合意で選任する（付則C 6条1項） <p>※選任方法の詳細は付則C 9条を参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から90日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（付則C 6条4項、7条2項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が、仲裁機関による仲裁申立ての登録の通知から90日以内又は当事者が合意した期間内に、仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が選任し、その仲裁人は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（付則C 6条4項、7条2項） <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷の過半数は当事者と異なる国籍を有する者でなければならない（仲裁人が当事者の合意によって選任される場合を除く）（付則C 7条1項）。すなわち、標準の3名仲裁廷の場合、仲裁人はいずれの紛争当事者とも異なる国籍を持つ者のみから構成される。

	ICSID条約・仲裁規則	ICSID 追加的制度規則
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁手続は当事者の別段の合意のない限り ICSID で行われる（条約62条、63条、規則13条3項） <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する（条約42条1項） <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は合意により1つ又は2つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ（ICSIDにおける公用語（英語・フランス語・スペイン語）以外の場合には仲裁機関の承認が必要）、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から一つを選択することができる（規則22条1項）。 ・二つの言語が選択された場合、書面はいずれの言語でも提出できる。・審理手続でいずれかの言語が使用される場合、仲裁廷の要求に応じて翻訳しなければならない。 <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（規則39条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる（規則32条2項） 	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁地（place of arbitration）は当事者と協議の上で仲裁廷が決定（付則C 20条1項） ・仲裁手続は外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）の加盟国において執り行わなければならない（付則C 19条）。 <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、当事者の合意がない場合には当事者である国の国内法規及び適用されうる国際法にしたがって判断する（付則C 54条1項） <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は合意により1つ又は2つの仲裁手続に使用する言語を定めることができ（ICSIDにおける公用語（英語・フランス語・スペイン語）以外の場合には仲裁機関の承認が必要）、当事者の合意がない場合、各当事者は ICSID の公用語から一つを選択することができる（付則C 30条1項）。 <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（付則C 46条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷はその判断によって審理手続を公開することができる（付則C 39条2項）
仲裁判断	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する（条約48条1項） <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁判断は当事者を拘束する（条約53条1項） ・当事者は条約が定める仲裁判断取消の請求が可能であり、上訴及び条約が定める以外の救済手続を利用することはできない（条約52条、53条1項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟国は、条約に基づく仲裁判断の執行を認めなければならない（条約53条1項） 	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数決により決定する（付則C 24条1項） <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（付則C 52条4項）

	UNCITRAL仲裁規則	ICC仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合国際商取引法委員会 (United Nations Commission on International Trade Law : UNCITRAL) は、1966年の国連決議によって設立。所在地はオーストリア(ウィーン)。 ・UNCITRALは仲裁機関ではない（仲裁規則を採択しているのみ）。 ・UNCITRAL仲裁規則は1976年に採択。 ・最新版は2013年に改訂された。 ・2013年に投資協定仲裁透明性規則を採択（2014年発効）。2014年4月以降に署名された条約に基づき UNCITRAL仲裁規則が適用される場合、別段の合意がなければ透明性規則も適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際商業会議所 (International Chamber of Commerce : ICC) は1923年に設立。所在地はフランス(パリ)。 ・現在130カ国約7,400社が会員として参加。 ・最新版は2012年1月に改訂された規則。
対象事案	-	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が被申立人に対して書面による仲裁申立てを行い、被申立人が仲裁申立てを受領した日に仲裁手続が開始する（3条1項、2項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁手続が開始する（4条2項）
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間で仲裁人の数に関する合意がない場合には、被申立人による仲裁申立ての受領から30日以内に単独仲裁人による仲裁を行うことを合意しない限り、仲裁人の数は3名とする（7条） <p>＜選任機関＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者間で選任機関 (appointing authority) に関する合意がない限り、当事者は選任機関となる機関等を提案することができ、合意できない場合には、一方当事者は常設仲裁裁判所(PCA)の事務局長を選任機関とすることを要求できる（6条1項、2項） <p>※UNCITRALは仲裁機関ではなく、仲裁人を選任する機関を指名する必要が生じる</p> <p>＜仲裁庭が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、当事者が選任した仲裁人が第三仲裁人を選任する（9条1項） ・一方当事者からの仲裁人選任の通知を受領した日から30日以内に他方当事者が選任した仲裁人を通知しない場合、既に仲裁人を選任した当事者は選任機関に二人目の仲裁人の選任を求めることができる（9条2項） ・当事者が選任した二人の仲裁人が選任された日から30日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、単独仲裁人を選任するときと同様の方法（8条2項参照）で選任機関によって選任される（9条3項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての当事者が単独仲裁人とすることに関する提案を受領した日から30日以内に単独仲裁人について合意できないときには、選任機関が単独仲裁人を選任する（8条1項） <p>※選任機関による選任方法の詳細は第8条2項を参照</p> <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選任機関は、独立かつ不偏の仲裁人の選任が確保されるように考慮するとともに、当事者と異なる国籍を有する仲裁人を選任することの妥当性を考慮しなければならない（6条7項） 	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁機関は、当事者の合意がない場合、単独仲裁人を選定しなければならないが、三人の仲裁人の選任が妥当であると認める場合には仲裁人の数を三人とすることができる（12条2項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両当事者の合意により選任されるが、仲裁申立てを被申立人が受領した日から30日以内又は仲裁機関が認める追加期間内に合意に至らない場合、仲裁機関が選任する（12条3項） <p>＜仲裁庭が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が一名ずつ指名し、当事者間で合意できない場合、第三仲裁人は仲裁機関が選任する（12条4項及び5項） <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単独仲裁人と第三仲裁人は、原則として、いずれの当事者の国籍とも異なる国籍の者を選任しなければならない（13条5項）

	UNCITRAL仲裁規則	ICC仲裁規則
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（18条1項） 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（18条2項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（18条2項） <p>※仲裁地は法的概念であり、審理手続等の仲裁手続を実際に開催する場所は仲裁地と必ずしも一致しなくてもよい</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（第35条1項） 仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない（35条3項）。 <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（19条1項） <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（26条1項） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（28条3項） 	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁機関が決定する（第18条1項） 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（18条3項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（18条2項） <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照。</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（21条1項） 仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない（21条2項）。 <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、契約書に使用されている言語を含むすべての事情を考慮の上、一つ又は複数の言語を仲裁廷が決定する（20条） <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（28条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（26条3項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人にに関する制度あり（29条） <p>※緊急仲裁人は、仲裁廷の構成を待つことができない緊急の暫定的措置又は保全措置を必要とする場合に選任される仲裁人のことをいう。</p>
仲裁判断	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する（33条1項） <p>※手続に関する問題については、多数を得られない場合、又は、仲裁廷が権限を与えた場合、第三仲裁人が単独で決定することができる（33条2項）</p> <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（34条2項） 	<p>＜仲裁判断の方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で判断をする（31条1項） <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は当事者を拘束する（34条6項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、付託合意書（terms of reference）に仲裁廷又は当事者が最後に署名した日等から6ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない（延長が認められる場合がある）（30条1項、2項） <p>※付託合意書とは、当事者の申立ての概要、判断すべき争点などを明確にするために、仲裁廷が作成する文書のことをいう（23条参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関へ提出し、審査を受ける必要がある（33条）

	SCC仲裁規則	KLRCA仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・ストックホルム商業会議所仲裁協会 (The Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce : SCC Institute) は、同商業会議所附属機関として1917年に設立。 ・最新の規則 (Arbitration Rules of the Arbitration Institute of the Stockholm Chamber of Commerce) は2010年1月1日より発効した規則。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クアラルンプール仲裁地域センター (Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration:KLRCA) は、1978年にアジア・アフリカ法律諮問会議 (Asian-African Legal Consultative Organization:AALCO) の成果として設立 (マレーシア政府が全額出資)。 ・KLRCA仲裁規則は、UNCITRAL仲裁規則を規則の一部として使用。最新版は2013年に改訂された規則 (UNCITRAL仲裁規則は2010年に改訂されている)。 ・日マレーシアEPA (投資章) に基づく調停又は仲裁付託先の1つ (協定85条4項 (a))
対象事案	-	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する (2条及び4条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する (2条1項及び2項)
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、原則として、仲裁廷は三名で構成されるが、事案の複雑性、係争額、その他の状況を考慮して、仲裁機関が単独仲裁人とする決定を行うことができる (12条) <p>＜仲裁廷が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が一名ずつ選任し、第三仲裁人を仲裁機関が選任する。当事者が指定された期間内に仲裁人を選任しない場合には仲裁機関が選任する (13条3項) <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両当事者は 10 日以内に共同で仲裁人を指名することとし、合意に至らない場合には、仲裁機関が選任する (13条2項) <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の国籍が異なる場合、当事者による合意があるか、仲裁機関によって適当とみなされない限り、単独仲裁人と第三仲裁人は当事者の国籍と異なる国籍を有する者とする (13条5項) 	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、国際仲裁であれば仲裁廷は三名で構成され、国内仲裁であれば単独仲裁人とする (4条4項) <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人からの仲裁申立てを被申立人が受領した日から30日以内に合意できないときには、仲裁機関が単独仲裁人を選任することを要求できる (4条5項) <p>＜仲裁廷が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が一名ずつ仲裁人を選任し、当事者が選任した仲裁人が第三仲裁人を選任する (4条6項 (a)) ・一方当事者からの仲裁人選任の通知を受領した日から 30 日以内に他方当事者が選任した仲裁人を通知しない場合、既に仲裁人を選任した当事者は仲裁機関に二人目の仲裁人の選任を求めることができる (4条6項(b)) ・当事者が選任する二人の仲裁人が選任された日から 30 日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、仲裁機関によって選任される (4条6項(c))
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁機関が決定 (20条1項) ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる (20条2項) ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる (20条2項) <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照。</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には最も適当と考える法規を適用する (22条1項) <p>＜仲裁手続で使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する (仲裁廷は、決定の際には関連するすべての事情を考慮し、当事者がコメントする機会を与える) (21条1項) 	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁廷が、事案に関するすべての状況を考慮し、他の地の方が適当と考えない限り、マレーシアのクアラルンプールとする (6条1項) ・仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる (6条2項) ・仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる (6条2項) <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照。</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、そのような合意がない場合には適当と判断する法規を適用する (Part II (= UNCITRAL 35条1項)) ・仲裁廷は、契約条項及び取引慣行を考慮しなければならない (Part II (=UNCITRAL 35条3項))

	SCC仲裁規則	KLRCA仲裁規則
	<p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (32条) <p><審理手続の公開の要否></p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開とする (27条3項) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり (Appendix II) <p>※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照</p>	<p><仲裁手続に使用する言語></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する (Part II (=UNCITRAL 19条1項)) <p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる (Part II (=UNCITRAL 26条1項)) <p><審理手続の公開の要否></p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開 (Part II (=UNCITRAL 第28条3項)) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり (Schedule 2) <p>※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照</p>
仲裁判断	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する (35条1項) <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する (40条) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、仲裁裁が選任され、仲裁費用に関する前受金が支払われた日から 6 ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない (延長が認められる場合がある) (37条、18条) 	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する (Part II (=UNCITRAL 33条1項)) <p>※手続に関する問題については、多数を得られない場合、又は、仲裁裁が権限を与えた場合、第三仲裁人が単独で決定することができる (Part II (=UNCITRAL 33条2項))</p> <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する (Part II (=UNCITRAL 34条2項)) <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、最終的な口頭又は書面による主張の提出が終了した日から3ヶ月以内に仲裁判断を下さなければならない (延長が認められる場合もある) (11条1項、2項)

	SIAC仲裁規則	HKIAC仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre : SIAC) は、1991年に貿易発展局と経済開発庁の資金提供によって設立。 最新版は2013年4月に改訂された規則（第5版） 	<ul style="list-style-type: none"> 香港国際仲裁センター (Hong Kong International Arbitration Centre : HKIAC) は1985年に法曹界・産業界有志により設立。 最新版は2013年11月に改訂された規則。
対象事案	-	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> 申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（3条1項、3項） 	<ul style="list-style-type: none"> 申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、事務局が仲裁申立てを受領した日に仲裁が開始する（4条1項、2項）
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がある場合、当事者による提案、複雑性、係争額、その他紛争に関連する事情を考慮して仲裁機関が仲裁廷を3名で構成することが適当と考える場合でない限り、単独仲裁人とする（6条1項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各当事者が一名又は数名の候補者を他方当事者に提案し、仲裁申立てを仲裁機関が受領した日から21日以内に当事者間で合意できないとき又はいずれかの当事者が要求したときには仲裁機関が選任する（7条1項、2項） <p>＜仲裁廷が3名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 各当事者が一名ずつ仲裁人を選任する（8条1項） 一方当事者の仲裁人の選任から14日以内に他方当事者が選任を行わないときには仲裁機関が代わりに選任する（8条2項） 両当事者又は仲裁機関によって定められた期間内に第三仲裁人について合意できないときには仲裁機関が選任する（8条3項）。 	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷は事案に関する状況を考慮した上で、仲裁人の数を一名とするか三名とするかを決定する（6条1項） <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が単独仲裁人とすることに合意した場合、被申立人が仲裁申立てを受領した日から30日以内に共同で仲裁人を選任できないときには仲裁機関が選任する（7条1項(a)、2項） 当事者の合意がなく、仲裁機関が仲裁人の数を決定した場合、仲裁機関の決定を双方当事者受領した日から30日以内に共同で仲裁人を選任できないときには仲裁機関が選任する（7条1項(b)、2項） <p>＜仲裁廷が3名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が3名の仲裁人とすることに合意した場合、申立人は仲裁申立てにおいて、被申立人は答弁書において、それぞれ仲裁人を選任する。その任命がないときは仲裁機関が選任する（8条1項(a)） 当事者の合意がなく、仲裁機関が仲裁人の数を決定した場合、仲裁機関の決定を受領した日から15日以内に申立人が仲裁人を選任し、申立人による仲裁人の選任の通知を受領した日から15日以内に被申立人が仲裁人を選任する。その任命がないときは仲裁機関が選任する（8条1項(b)） 当事者が選任した二人の仲裁人が、選任された日から30日以内に第三仲裁人についての合意ができない場合、仲裁機関が選任する（8条1項(c)）
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が、事案に関するすべての状況を考慮し、他の地の方が適当と考えない限り、シンガポールとする（18条1項） 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（18条2項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（18条2項） <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（27条1項） 	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が事案に関する状況を考慮し、他の地が適当と考えない限り、香港とする（14条1項） 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（14条2項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（14条2項） <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には適当と判断する法規を適用する（35条1項）

	SIAC仲裁規則	HKIAC仲裁規則
	<p><仲裁手続で使用する言語></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（19条1項） <p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（26条1項） <p><審理手続の公開の要否></p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（35条1項） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり（Schedule 1） <p>※緊急仲裁人に関してはICCにおける説明参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（5条） 	<p><仲裁手続で使用される言語></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（15条1項） <p><暫定的な保全措置の可否></p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（23条1項） <p><審理手続の公開の要否></p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（22条7項） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり（Schedule 4） <p>※緊急仲裁人に関しては ICC における説明参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（41条）
仲裁判断	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（28条5項） <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（28条9項） <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関に提出し、審査を受ける必要がある（28条2項） 	<p><仲裁判断の決定方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（32条1項） <p><仲裁判断の終局性及び拘束性></p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（34条2項）

	VIAC仲裁規則	CIETAC仲裁規則
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム国際仲裁センター (Vietnam International Arbitration Centre : VIAC) は、1993年に首相命令により設立。 ・ハノイに本部、ホーチミンに支部が置かれている。 ・商工会議所の下部機関。 ・最新版は2012年1月に改訂された規則。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国国際経済貿易仲裁委員会 (China International Economic and Trade Arbitration Commission : CIETAC) は、1956年設立。 ・別称、中国国際商会仲裁院。 ・中国国際貿易促進委員会・中国国際商会の下部機関。 ・北京に秘書局、深セン、上海、天津、重慶、香港に支部が置かれている。 <p>* 2012年に深セン及び上海支部は分離して独立した仲裁機関となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新版は2014年11月に改訂された規則 (2015年1月から発効) <p>※両当事者の合意があれば、CIETACが管理する仲裁において他の仲裁規則を使用することが可能 (4条3項)。</p>
対象事案	-	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する (5条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受領した日に仲裁が開始する (11条及び12条)
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がない場合、仲裁人の数は三名とする (10条2項) <p>＜仲裁廷が三人で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申立人は、仲裁人を選任するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求する。申立人が仲裁機関に仲裁人の選任を要求した場合、仲裁機関はその要望を受理した日から7日以内に仲裁人を選任する (11条1項) <p>※申立人は、仲裁申立てにおいて、仲裁人を選任するか、仲裁人の選任を仲裁機関に要求する (6条2項(e))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被申立人は、仲裁申立ての受領から30日以内に仲裁人を選任するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求する。被申立人が仲裁機関に仲裁人の選任を要求した場合、仲裁機関はその要望を受理した日から7日以内に仲裁人を選任する。被申立人が期間内に仲裁人を選任しない場合、仲裁機関が仲裁人を選任する (第11条2項) <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者又は仲裁機関によって選任された二人の仲裁人が、仲裁機関が選任の通知を受領した日から15日以内に第三仲裁人を選任できないときは、期間満了から7日以内に仲裁機関が第三仲裁人を選任する (11条3項) <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者が、被申立人が仲裁申立てを受領した日から30日以内に、仲裁人の選任について合意するか、仲裁機関に仲裁人の選任を要求するかをしないときは、期間満了から7日以内に仲裁機関が仲裁人を選任する (12条) 	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の合意がある場合、又は、規則に他の定めがある場合のほか、仲裁人の数は三名とする (25条2項) <p>＜仲裁廷が三人で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各当事者が、仲裁申立ての受領から15日以内に、仲裁人を選任するか、仲裁人の選任を仲裁機関に委ねない場合、仲裁機関が仲裁人を選任する (27条1項) <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、被申立人が仲裁申立てを受領した日から15日以内に、第三仲裁人を共同で選任する。当事者が共同で選任できない場合、仲裁機関が第三仲裁人を選任する (27条2項、3項、4項) <p>※当事者が共同で選任する方法に関しては第27条3項が詳細に定める。</p> <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、被申立人が仲裁申立てを受領した日から15日以内に、単独仲裁人を共同で選任する。当事者が共同で選任できない場合、仲裁機関が単独仲裁人を選任する (28条) <p>※当事者が共同で選任する方法に関しては27条3項が詳細に定める。</p> <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者は、原則として、仲裁機関のリストの中から仲裁人を選任しなければならない (26条1項) ・当事者が合意により仲裁機関のリスト外の仲裁人を選任する場合、仲裁機関の承認が必要 (26条2項)

	VIAC仲裁規則	CIETAC仲裁規則
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁廷が決定する（20条1項） 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（20条2項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（20条2項） <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の要素を含まない事案にはベトナム法を適用する（第22条1項） 外国の要素を含む事案には、適用法規に関する当事者の合意がある場合にはその法規、合意がない場合には最も適当と考える法規を適用する（22条2項） 適用される法規に特別な条項がない場合、仲裁廷は、取引慣行を考慮しなければならない（22条3項） <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国の要素を含まない事案ではベトナム語を使用する（21条1項） 外国の要素が含まれる事案、一方の当事者が外資企業である事案では、当事者の合意がない場合、契約書に使用されている言語を含む関連する事情を考慮の上、一つ又は複数の言語を仲裁廷が決定する（21条2項） <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（19条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（23条3項） 	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、又は、当事者の合意が曖昧である場合、事案を管理する仲裁機関又はその支部の所在地が仲裁地となる。仲裁機関は、関連事情を考慮し、上記以外の地を仲裁地とすることができます（7条1項、2項） 審理手続の開催場所に関する当事者の合意がある場合、原則として、その場所で審理手続を開催する（36条1項） 当事者の合意がない場合、仲裁機関の本部が扱う事案については北京、支部が扱う事案については支部の所在地で開催する。仲裁廷は、必要と思料し、かつ、仲裁機関の承認がある場合、他の場所で審理手続を開催することができる（36条2項） <p>※CIETAC香港で行われる仲裁については、仲裁地が香港となり、香港の仲裁法が適用されるなど、特別の規定がある（74条）。</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用法規に関する当事者の合意がない場合、又は、その合意が強行規範に反する場合、仲裁廷が適用法規を決定する（49条2項） <p>＜仲裁手続に使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、中国語を使用する。仲裁機関は事案の状況を考慮し、中国語以外の言語を使用することを決定できる（81条） <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（23条、77条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（38条1項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり（Schedule III） <p>※緊急仲裁人に関してはICCにおける説明参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（56条から72条）
仲裁判断	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（29条） <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（30条5項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、最終的な審理が終了した日から30日以内に仲裁判断を下さなければならない（30条3項） 	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（49条5項及び6項） <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する。（47条9項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から6か月以内に仲裁判断を下さなければならない（延長が認められる場合もある）（48条1項、2項） 仲裁廷は、仲裁判断の草案を仲裁機関に提出し、審査を受ける必要がある（51条）

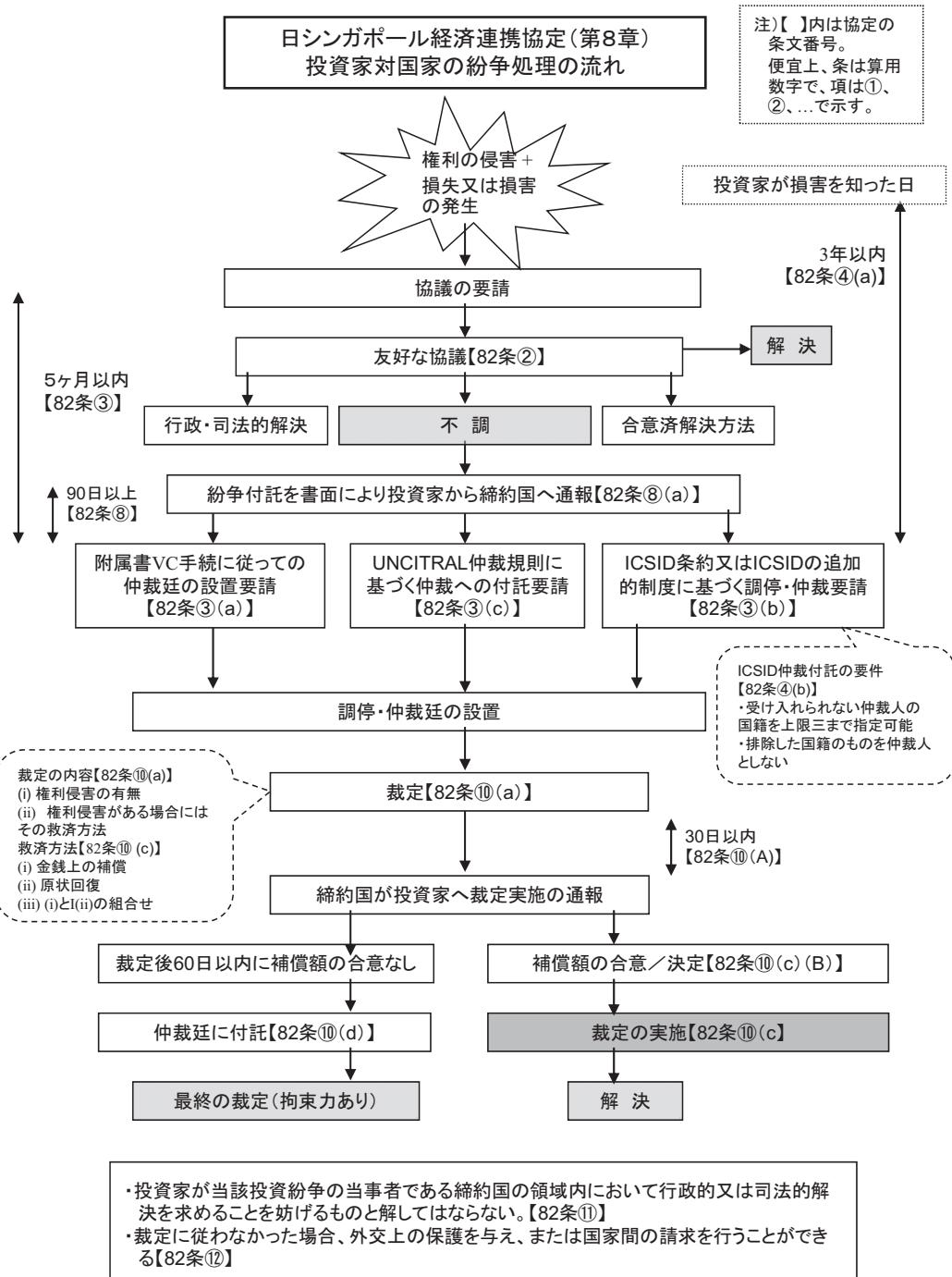
JCAA商事仲裁規則	
仲裁機関・仲裁規則等	<ul style="list-style-type: none"> 日本商事仲裁協会は、1950年に国際商事仲裁委員会として日本商工会議所内に設置され、1953年に社団法人国際商事仲裁協会として独立。2003年に現在の名称に変更。所在地は東京。 最新版は2014年2月に改訂された規則。
対象事案	-
仲裁手続の開始	<ul style="list-style-type: none"> 申立人が仲裁機関に対して書面による仲裁申立てを行い、仲裁機関が仲裁申立てを受理した日に仲裁が開始する（14条1項、6項）
仲裁人の選定	<p>＜仲裁人の数＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に仲裁人の数に関する合意を仲裁機関に通知しないときは、仲裁人は一名とする（26条1項） 当事者が、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に、仲裁機関に仲裁人を三名とすることを求めることができ、仲裁機関は、紛争の金額、事件の難易その他の事情を考慮し、適当と認めたときは三名とする（26条2項）。 <p>＜単独仲裁人の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は、単独仲裁人とする合意がある場合には、被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から2週間以内に合意により仲裁人を選任する（27条1項）。被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から4週間以内に仲裁人の数に関する合意を通知せず、仲裁人が一名とされた場合には、当事者は、通知期間から2週間以内に合意により仲裁人を選任する（同条2項）。期間内に選任できないときは、仲裁機関が仲裁人を選任する（同条3項）。 <p>＜仲裁廷が三名で構成される場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁人を三名とする合意がある場合には、当事者は被申立人が仲裁申立ての通知を受領した日から3週間以内にそれぞれ一名の仲裁人を選任する（28条1項）。いずれかの当事者による要請により仲裁人が三名とされた場合には、当事者は、協会によるその旨の通知を受領した日から3週間以内にそれぞれ一名の仲裁人を選任する（同条2項）。当事者が選任した二名の仲裁人が、選任通知を受領した日から3週間以内に第三仲裁人の選任について合意できないときは、仲裁機関が仲裁人を選任する（同条4項、5項）。 <p>＜仲裁人の国籍など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁機関が仲裁人を選任する場合、当事者がいずれの当事者の国籍とも異なる国籍を有する仲裁人を選任することを求めたときは、仲裁機関はこれを尊重する（27条4項、28条6項）
仲裁手続	<p>＜仲裁地など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁機関の事務所の所在地（＝東京）（36条1項）。 仲裁廷は仲裁人間の審議を適当な場所で開催することができる（36条2項） 仲裁廷は当事者が別段の合意をしていない限り、審理手続等を適当な場所で開催することができる（36条2項） <p>※仲裁地に関してはUNCITRAL仲裁規則の欄における説明を参照</p> <p>＜適用法規など＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、紛争に最も密接な関係がある国の法令であって事案に直接適用されるべきものを仲裁廷が決定する（60条1項、2項） <p>＜仲裁手続で使用する言語＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者の合意がない場合、仲裁合意を規定する契約書の言語、通訳及び翻訳の要否並びにその費用を考慮した上で仲裁廷が決定する（11条1項） <p>＜暫定的な保全措置の可否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 当事者は暫定的な保全措置を求めることができる（66条） <p>＜審理手続の公開の要否＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 審理手続は原則非公開（38条1項） <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急仲裁人の制度あり（70条から74条） <p>※緊急仲裁人に関してはICCにおける説明参照</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定の条件を充足する案件について利用できる簡易かつ迅速な手続あり（75条から82条）
仲裁判断	<p>＜仲裁判断の決定方法＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数決により決定する（7条1項）。多数を得られない場合、第三仲裁人が単独で決定する（7条2項）。 <p>※手続に関する問題については、当事者の合意又は他の全ての仲裁人の委任があるときは、第三仲裁人が単独で決定することができる（7条3項）</p> <p>＜仲裁判断の終局性及び拘束性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 仲裁判断は終局的なものであり、当事者を拘束する（59条）。

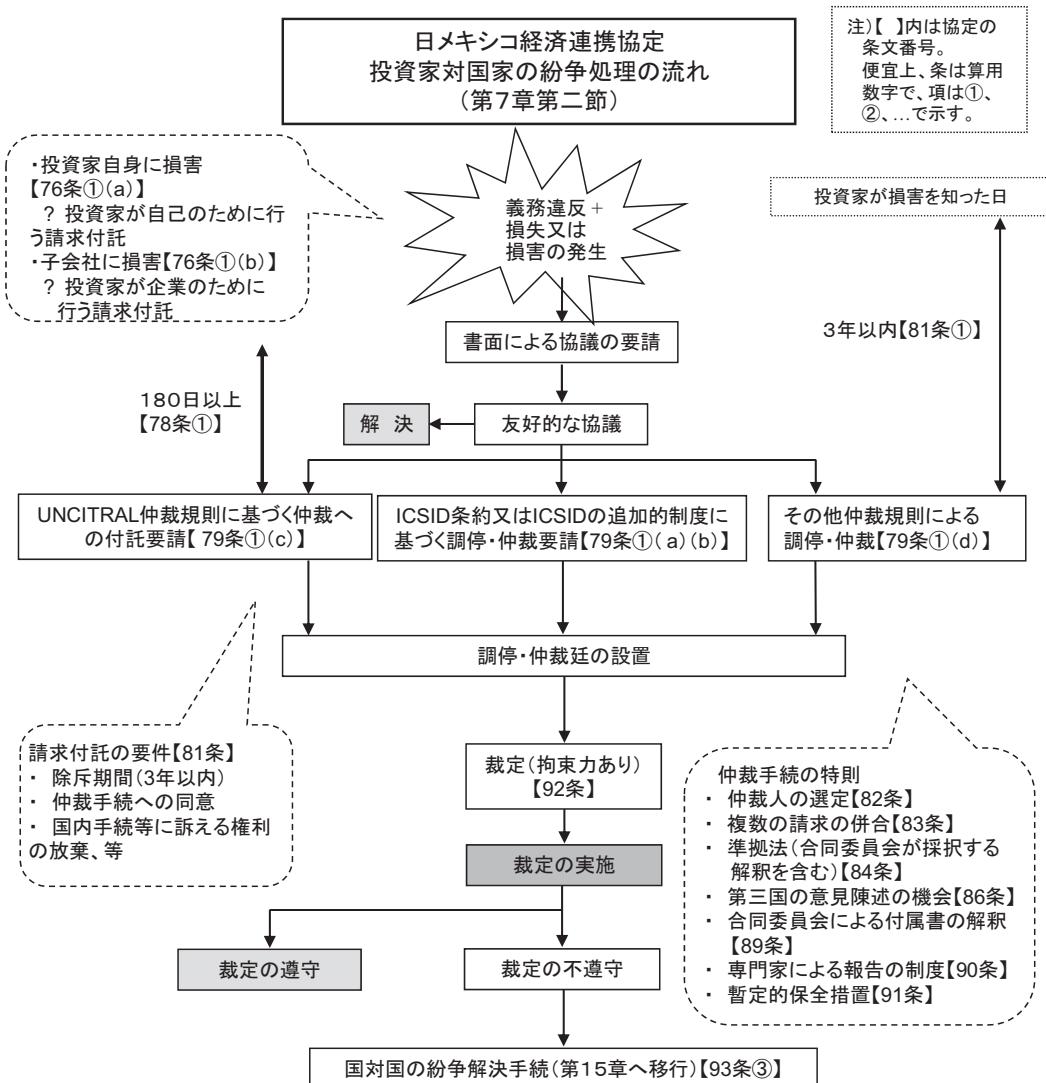
③我が国が締結している EPA 投資章における投資
家対国家の紛争解決規定

投資家対国家の紛争解決規定（「国家対国家」の紛争に関する規定については第7章を参照）我が国が締結している多くのEPAは、投資章における紛争解決手続として、①まずは紛争当事者が解決に向けた協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は仲裁手続に案件を付託し、③仲裁判断に基づき、被申立国は金銭賠償（又は補償）を行う、との共通したプロセスを規定している。この

ようなプロセスは、我が国関連EPAのみならず、他国において結ばれている地域貿易協定とも共通するものであるが、個別具体的な規定ぶりは様々である（投資協定における「国家対国家」の紛争に関する規定はEPAの規定と比較して簡潔であることが多い）。以下では、「日シンガポールEPA」、「日メキシコEPA」、「日マレーシアEPA」、及び、参考としてNAFTA投資章の紛争解決手続（投資家対国家）をフロー図（図表Ⅲ-5-10）で掲示する。

<図表III-5-10>

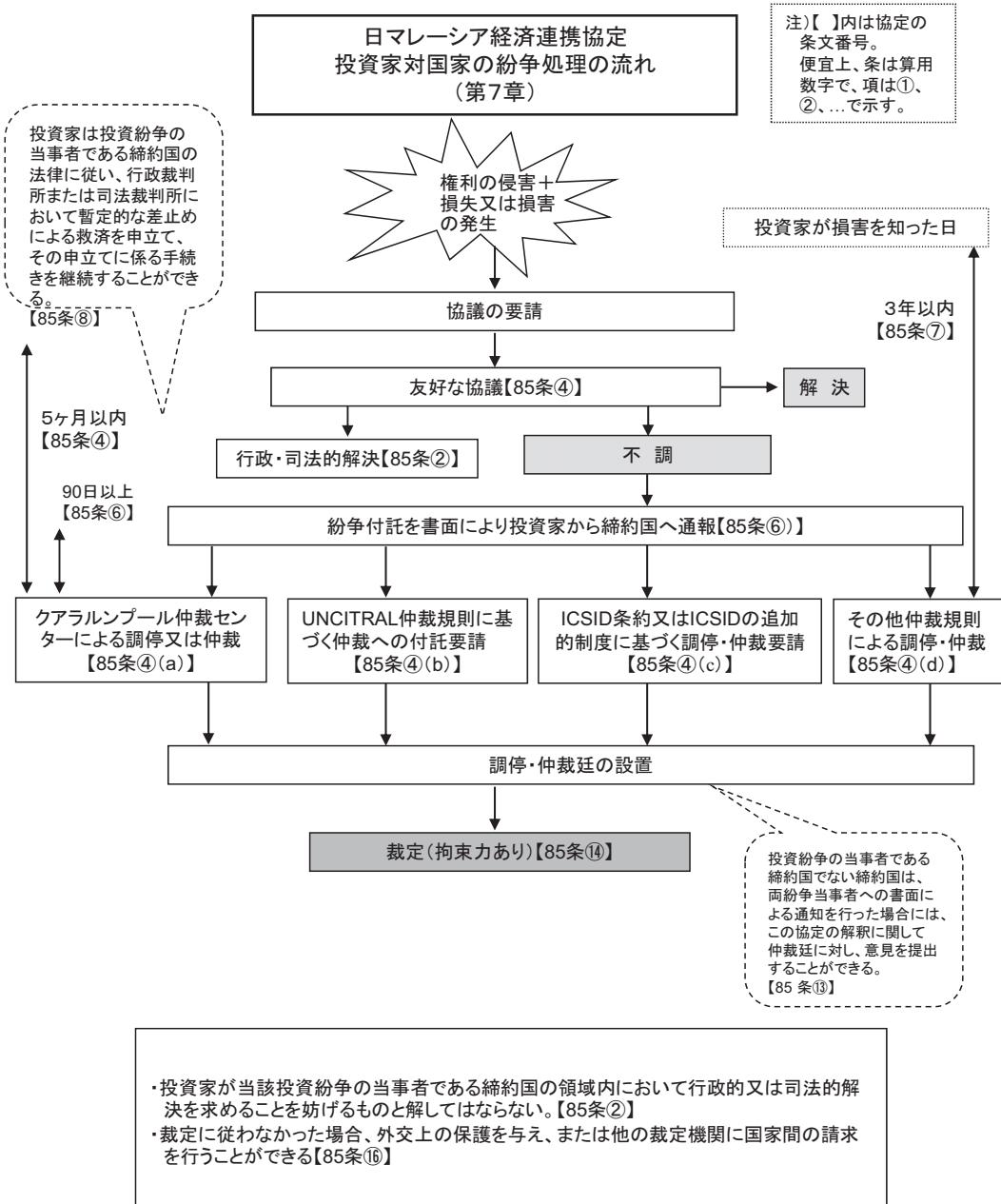


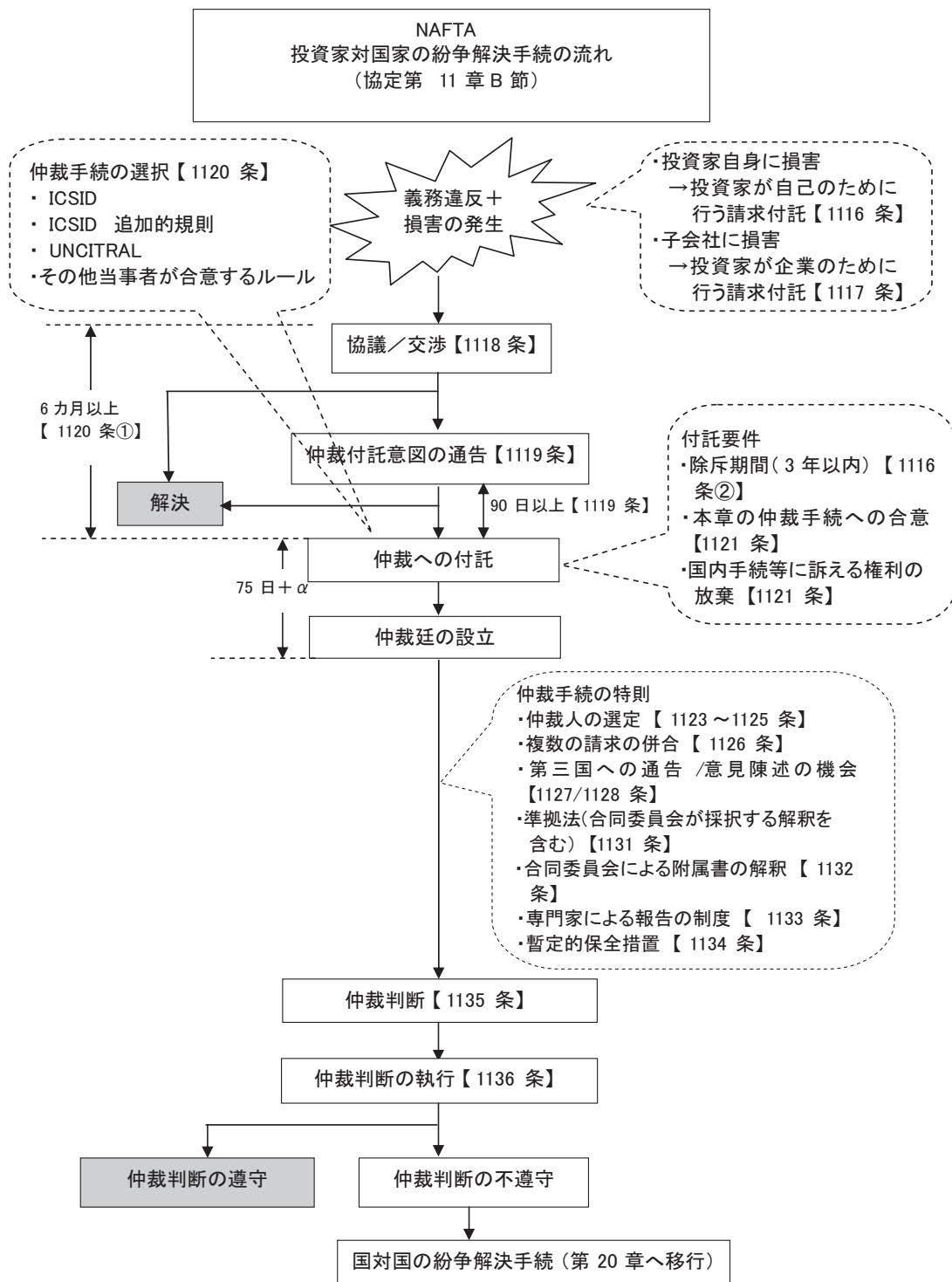


紛争の当事者である締約国が最終的な最低に従わない場合には、仲裁の当事者であった投資家の属する締約国は、第十五章に定める手続きを利用することができる。この場合当該投資家の属する締約国は、次のことを求めることができる。【93条③】

(a)最終的な裁定に従わないことがこの協定上の義務に反する旨の決定を行うこと。

(b)当該紛争の当事者である締約国が最終的な裁定に従うべきである旨の勧告を行うこと。





《参考》

最近の投資協定仲裁事例

投資協定に基づく仲裁判断は先例として拘束力のあるものではないが、後の仲裁判断に大きな影響を与えてきた。以下に、2014年に仲裁判断が出た事例のうち情報収集が可能であったものについて紹介したい。一般的には、仲裁廷においては管轄権について抗弁が提起されることが多く、管轄権が認められれば、その後に本案についての判断が出される。両判断は別々に出されることはあれば、一体として出されることもある。本案についての判断は、義務違反と賠償額の判断が一体として出されることはあれば、別々に出されることもある。仲裁廷の管轄権が肯定された後に、和解に至るケースが多いと言われていることに示されるように、管轄権判断は投資家と国家との交渉に大きく影響する。

なお、以下に要旨を紹介する個々の判断は、具体的な事実関係とそれに対応して参考された個々の投資協定の文言を前提に下されたものであるため、他の事例にそのまま妥当するとは限らないことに注意されたい。

1. 管轄権判断

(1) 投資家の国籍

- National Gas S.A.E. v. Arab Republic of Egypt, ICSID Case No. ARB/11/7, エジプト・アラブ首長国連邦 BIT、仲裁判断、2014年4月3日。(表の①)

申立人（エジプト法人）は、エジプト石油公社と結んだコンセッション契約を巡り発生した契約紛争について、エジプト国内の国際商事仲裁機関で下さ

れた判断が遵守されないことが、BITの収用条項違反に当たると主張し、ICSIDに仲裁を申し立てた。

申立人（エジプト法人）は UAE 法人である C 社に株式の 90%を保有されているが、C 社の株式を 100% 保有する親会社 R 社（UAE 法人）は、申立人の経営者である G 氏（エジプトとカナダの二重国籍者）に完全所有されている。ICSID 条約 25 条(2) (b) によれば、「紛争当事者である締約国〔注：本件ではエジプト〕の国籍を有していた法人であって外国人が支配しているために両当事者がこの条約の適用上他の締約国〔注：本件では UAE〕の国民として取り扱うことに合意したもの」については同条約上「他の締約国の国民」として扱われる。エジプトは、この条項は、外国人が支配していること（客観的要件）と、両当事者が他の締約国の国民として取り扱うことに合意したこと（主観的要件）という二つの要件を課すものであると解釈した上で、主観的要件は BIT10 条(4) が ICSID 条約 25 条(2) (b) を適用すると明示的に定めていることから充たされるが、申立人は実際のところエジプト人に支配されるエジプト法人であって、客観的要件は充たされていないため、人的管轄が成立しないと主張した。仲裁廷は、上記エジプトの主張を認め、管轄権を否定した。

当該論点に関しては、投資受入国の国籍をも有する二重国籍者が株式の過半を保有して取締役に就任していた会社につき、当該二重国籍者本人が ICSID 条約第 25 条 2 項 (a) によって申立人となることができないことを指摘し、それにも拘わらず

当該二重国籍者が支配する企業が同項(b)により外国企業として取り扱われることはおかしいとして人的管轄を否定した事案(Burimi SRL and Eagle Games SH. A v. Republic of Albania, ICSID Case No. ARB/11/18、管轄権判断、2013年5月29日)がある。

(2) 投資財産の存否

- Emmis International Holding, B.V., Emmis Radio Operating, B.V., MEM Magyar Electronic Media Kereskedelmi és Szolgáltató Kft. v. The Republic of Hungary, ICSID Case No. ARB/12/2, ハンガリー・オランダ BIT 及びハンガリー・スイス BIT、仲裁判断、2014年4月16日。(表の②)

申立人ら(前二者はオランダ法人、後者はスイス人が支配するハンガリー法人)が完全所有するハンガリー法人Sláger社は、FMラジオ放送のための周波数帯を利用する免許を落札し、ハンガリーのラジオ・テレビ放送協会との間で上記免許を付与する放送契約を締結し、契約で定められた当初の免許期間7年、更新後の追加の免許期間5年を満了した。Sláger社の免許期間の満了を受けて新免許交付のための再入札が実施されたが、Sláger社は落札に失敗した。申立人らは、この入札過程に違法性や政治圧力による歪曲があり、それにより投資財産が違法に収用されたと主張し、ICSIDに仲裁を申し立てた(なお、両BITに基づく仲裁申立の対象は収用条項にかかる紛争に限定されていた)。

仲裁廷は、収用条項を適用するにはそもそも収用対象たる資産が存在する必要があるとし、投資受入国法(ハンガリー法)に則り、所有・評価・譲渡可能な資産であることが財産権成立の必須要件であることを確認した上で、期間を満了した上記放送契約は新免許の付与に関して何ら定めておらず、新免許交付入札への参加者としての権利も財産性を欠くことから、Sláger社は収用対象たる資産を有していないと判断し、管轄権を否定した。

(3) 政府機関が株式を保有する機関の行為に関する国家への責任帰属

- Tulip Real Estate and Development Netherlands B.V. v. Republic of Turkey, ICSID Case No. ARB/11/28, オランダ・トルコBIT、仲裁判断、2014年3月10日。(表の③)

申立人(オランダ法人)は、イスタンブールにおける住居・商業施設複合開発プロジェクトの一部につき、政府機関TOKIが株式を保有する不動産投資信託会社Emlakとの間で建設請負契約を結んだTulip JV社(トルコ法人)の株式を間接保有していたが、Tulip JV社による建設作業が遅滞し、契約期日までに完成されなかつたことから、Emlak社は契約の終了を宣言し、再入札を実施した。申立人は、トルコ側の各機関(Emlak社、TOKI等)が諸々の妨害行為をなし、最終的には契約を終了せしめることによって申立人の投資財産を剥奪したことは、公正平衡待遇・収用・義務遵守・十分な保護及び保障の各条項違反であると主張し、ICSIDに仲裁を申し立てた。

Emlak社による行為についてトルコへの責任帰属が認められるかに関して、仲裁廷は、同社は国家責任条文草案第4条の「政府機関」ではなく、統治機能を行使していないことから第5条の基準も満たさないとし、第8条についても、株式の過半がTOKIによって所有されることをもって国家による指示・指揮・命令に従った行為であるとは認定できず、指示・指揮・命令が認められるためには、統治権限の行使が必要であることを確認した上で、同社は商業的関心に基づいて独立した決定をなしているのみであり、その要件を満たさないとして、仲裁廷にEmlak社の行為はトルコに帰属しないと判断した。

(4) 利益否認条項

- Guaracachi America, Inc. and Rurelec PLC v. The Plurinational State of Bolivia, UNCITRAL, PCA Case No. 2011-17, ボリビア・英国BIT及びボリビア・米国BIT、仲裁判断、2014年1月31日。(表の④)

ボリビアの電力部門の民営化に際し、発電部門を担う電力会社 EGSA 社の株式を落札した米国法人は、持ち株会社 GAI 社（申立人、米国法人）を通して過半数の株式を保有していた。後に GAI 社は、英国法人 Rurelec 社（申立人）の子会社である Birdsong 社（英国法人）の完全子会社となった。ボリビア政府は、1995 年 7 月に EGSA 社に對して 2038 年を期限とする発電事業に関する免許を与えていたが、規制枠組みの度重なる変更を経て、2010 年には EGSA 社の完全国有化を宣言し、補償の支払いも拒否した。そこで、両申立人は、収用及び公正衡平待遇等の各条項違反を主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

GAI 社について、ボリビアが、第三国（英國）の国民が所有していること、米国において実質的な事業活動を行っていないことを根拠に、米国・ボリビア BIT 第 12 条（利益否認条項）に基づく利益否認の主張を行ったところ、仲裁廷はこの主張を認め、管轄権不成立と判断した。

なお、利益否認条項に関して、エネルギー憲章条約 17 条については Plama v. Bulgaria (ICSID Case No. ARB/03/24、管轄権決定、2005 年 2 月 8 日) 及び Veteran Petroleum v. Russia (UNCITRAL PCA Case No. AA228 管轄権判断、2009 年 11 月 30 日)、Stati v. Kazakhstan (SCC Arbitration V (116/2010)、仲裁判断、2013 年 12 月 19 日) が、同条を適用するためには、投資受入国（被申立国）が紛争発生前に投資家に対して同条を援用しておかなければならず、紛争発生後に援用された場合には同条を援用することはできないと判断している一方で、中米ドミニカ自由貿易協定の利益否認条項については Pac Rim Cayman v. El Salvador (ICSID Case No. ARB/09/12、管轄権判断、2012 年 6 月 1 日) が、本件と同様に紛争発生後の利益否認条項の援用を認めている。

（5）協定義務違反に関する「一応の立証（*prima facie case*）」

- Achmea B.V. v. The Slovak Republic, UNCITRAL, PCA Case No. 2013-12, オランダ・スロバキア BIT、管轄権判断、2014 年 5 月 20 日。（表の⑤）

スロバキアでは公的健康保険分野が民営化され、申立人（オランダ法人）は規制当局から運営許可を得て子会社（スロバキア法人）を設立し、事業を開始したが、政権交代を機に、全利益の健康管理目的以外への使用を禁じた法令（Ban on Profits）、保険証券の名義変更を禁止し、破産の場合は国営保険会社のみへの無償譲渡を義務付ける法令（Ban on Transfers）など、法的枠組みに対して諸々の変更が加えられたことにより、事業拡張を停止することになり、国際仲裁を申し立て、公正衡平待遇条項及び送金の自由条項違反を認める判断が下された（Achmea I 事件、PCA Case No. 2008-13、2012 年 12 月 7 日仲裁判断）（スロバキアは判断の取り消しを求めて提訴しており、2014 年 5 月時点で仲裁判断が命じた賠償の支払いはなされていない）。

上記仲裁手続と並行してスロバキア内では Ban on Profits の違憲及びヨーロッパ人権条約違反を訴える訴訟が提起され、最高裁判所はこれを認め、一度は両法令の無効化が宣言されたが、再度の政権交代の後に、国営の単一保険事業者制度の導入を目指した議論が開始され、民間会社の株式の国営の新事業体への売却や、売却合意に失敗した際の収用措置の実施等を記した実施計画が閣議決定された。この閣議決定がされた段階で、申立人は、スロバキアに対して収用を行わないよう命じることを求めるとともに、公正衡平待遇義務違反を主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

スロバキアが、申立人には被申立国による協定義務違反に関する「一応の立証（*prima facie case*）」を行う義務があり、その義務が果たされない場合には管轄が認められず、現実に収用措置が採られていない段階で仲裁申立てがなされた本件では、協定義務違反を問うことのできる事実が提示されて

いないことから、管轄権成立要件を満たしていないと主張し、仲裁廷は、過去の類似の ICJ・仲裁判断を参照しつつ、この主張を認め、本件では申立人が主張する事実をそのまま認めたとしても BIT 違反は生じないと管轄権を否定した。

(6) 先行する管轄権に関する仲裁判断の既判力

- Apotex Holdings Inc. and Apotex Inc. v. United States of America, ICSID Case No. ARB (AF) /12/1, NAFTA, 仲裁判断、2014 年 8 月 25 日。(表の⑥)

ジェネリック薬の製造を行う Apotex Inc. 社（カナダ法人）は、米国規制当局（FDA）による薬の販売承認（ANDAs）を受ける要件として、自社工場への立入検査を受けた。当該検査において複数の基準違反が認められたために、FDA は同社工場で製造された薬の輸入を禁止する輸入警告を発した。その結果、Apotex Holding 社（カナダ法人）が間接所有する Apotex-US 社（米国法人）は販売品目の大半を占める Apotex Inc. 社製の薬の輸入が出来なくなり、また新薬承認作業も停止されたことで、損害を被ったとして、内国民待遇・最惠国待遇・待遇の最低基準（公正衡平待遇義務等を含む）の各義務違反を主張し、ICSID 追加的制度仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

Apotex Inc. 社は先に同様の事案について仲裁を申し立てたが、その事案では仲裁廷の管轄権を否定する判断が下された（Apotex Inc. v. United States of America, UNCITRAL, 管轄権判断、2013 年 6 月 14 日）が、本件では、同社に加えて親会社 Apotex Holdings 社も申立人になった。仲裁廷は、NAFTA 1136 条 1 項は先例拘束の原則を否定するものであって、既判力の原則を否定するものではないとした上で、既判力の原則に基づき、ANDAs の投資財産性及び Apotex Inc. の投資家としての地位を否定した前件仲裁判断が、前件の当事者との関係では本件仲裁廷の判断を拘束することを認め、Apotex Inc. による申立て、及び Apotex Holdings による ANDAs に関する申立てについて

は本件仲裁廷も管轄権を有さないと判断した。

2. 本案判断

(1) 収用

(a) 事業会社の国有化（肯定）

- Guaracachi America, Inc. and Rurelec PLC v. The Plurinational State of Bolivia, UNCITRAL, PCA Case No. 2011-17, ボリビア・英国 BIT 及びボリビア・米国 BIT、仲裁判断、2014 年 1 月 31 日。(表の④)

上記 1 (4) の事実関係のもと、Rurelec 社の請求につき審理がなされた。本件において EGSA 社の収用がなされたことには争いはなく、争点は補償の要否であった。ボリビアが、EGSA 社は債務超過状態にあり、負の価値しか有しておらず、上記国有化に対する補償は必要ないと主張したが、仲裁廷は、EGSA 社は債務超過状態ではなく、正の価値を有しており、補償を支払う必要があったと評価し、収用条項違反を認定した。

(b) 慎意的な課税措置及び経営者に対する刑事訴追行為等（肯定）

※ 3 つの事案は同一の事実関係を扱い、仲裁廷構成は同一であり、判断もほぼ一字一句共通することから、併せて紹介する。

- Hulley Enterprises Ltd. v. The Russian Federation, UNCITRAL, PCA Case No. AA226, エネルギー憲章条約、本案判断、2014 年 7 月 18 日。(表の⑦)

- Yukos Universal Ltd. v. The Russian Federation, UNCITRAL, PCA Case No. AA227, エネルギー憲章条約、本案判断、2014 年 7 月 18 日。(表の⑧)

- Veteran Petroleum Ltd. v. The Russian Federation, UNCITRAL, PCA Case No. AA228, エネルギー憲章条約、本案判断、2014 年 7 月 18 日。(表の⑨)

ロシア法人 OAO Yukos Oil Company (Yukos) 社の支配株主である申立人ら (Hulley 社及び VPL

社はキプロス法人、YUL 社はマン島法人）は、Yukos 社が破産に至るまでにロシア政府が採った経営者の刑事訴追や多額の追徴課税等の措置が、エネルギー憲章条約の収用条項等違反であると主張し、UNCITRAL 仲裁規則に基づく仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、ロシアによる Yukos 社に対する納税状況調査・経営者の刑事訴追・追徴課税・中核部門の競売・破産手続等という一連の措置は、税の徴収というロシアが主張する目的とは均衡しない甚大な損害を Yukos 社に及ぼしたものであったこと、上記一連の措置は恣意的な意図に基づいた不当なものであったこと等を根拠に、ロシアの収用条項違反を認定した（本件仲裁判断で命じられた賠償額は三社あわせて 500 億米ドルを超える金額であり、投資協定仲裁判断の過去最高の賠償金額として注目を集めた）。

なお、本件に関する管轄権判断において、ロシアに対してエネルギー憲章条約が適用の可否が問題となったが、仲裁廷は、エネルギー憲章条約の 45 条 2 項に基づく適用除外の受け入れ否認宣言の存否は適用除外の存否に関連しないこと、暫定適用条項（45 条 1 項）は、エネルギー憲章条約の各条項と対応するロシア憲法・法令の条項ごとの抵触の存否の判断を求めるものではなく、特定の暫定適用の実行とロシア憲法・法令との抵触の有無の検討を意味するものであり、当該抵触が認められない以上、管轄権が成立すると判断した（ロシアの暫定的適用期間中にエネルギー憲章加盟国の投資家が投資財産の保護に関しては 702 頁参照）。

（c）原油価格高騰による利益への課税及び契約解除（肯定）

- *Perenco Ecuador Ltd. v. The Republic of Ecuador and Empresa Estatal Petróleos del Ecuador (Petroecuador)* , ICSID Case No. ARB/08/6, エクアドル・フランス BIT、仲裁判断、2014 年 9 月 12 日。（表の⑩）

申立人（バハマ法人。但し、フランス人が株式保

有を通じて支配する）は、エクアドルのアマゾン川流域（ブロック 7 及び 21）での炭化水素資源探査・採掘に関する政府との参加契約（契約者が採掘活動を行い、生産物の一定量を受け取る）に加わっていた。その後、原油価格の高騰を受けて、エクアドル政府は受取分の割増を断行する法改正（契約時の月間平均原油価格以上になった場合、契約時の条件で得られる収入との差額分の 50% をエクアドルが受領することを定めた Law 42、及び 99% をエクアドルが受領することを定めた Decree 662）を行い、この法改正による申立人に追加的な支払義務が生じたが、申立人はこの追加支払いを行わず、エクアドル政府との交渉も決裂した。政府は追加支払い分の強制徴収を通告し、裁判所の差押え命令を経て両ブロックの操業権を物理的に奪取し、その後契約終了を宣言した。申立人は BIT 第 9 条（株式の過半が締約国の国民又は法人に所有されている企業は、ICSID 条約第 25 条 2 項(b) における「他の締約国の国民」とみなす規定）に基づき、公正平衡平待遇条項又は収用条項違反を主張し、ICSID に仲裁を申し立てた（申立人は契約違反に基づく請求も併せて行っていた）。

仲裁廷は、まず契約違反に関し、Law 42 については、契約中に租税変更規定（税制改正の際に契約者に契約内容の修正交渉を求める権利を与える）があることを理由に、エクアドル側の契約違反には当たらないと判断した一方、Decree 662 による 99% の割増は増収分の衡平な配分とは言えず、契約終了宣言は不必要であったことを理由に、契約違反を認めた。続いて、仲裁廷は、契約違反に関する判断に基づき、Decree 662 及びその後の契約終了宣言に至る一連の措置を公正平衡待遇義務違反と認めた。また、仲裁廷は、収用条項については、差額分の 50% の引渡しは投資財産の「相当程度の剥奪」には当たらないこと、差額分の 90% の引渡し後も申立人は操業を続けており、投資財産の所有権又は支配権は害されていないことを理由に、間接収用となる水準ではないとしたが、他方で、本件仲裁判断の提示前に一方的に契約終了宣言を行

い、申立人の契約上の権利を剥奪したことについては、間接取用に当たると判断した。

なお、上記事案と同じ法令が問題となった事案 (Burlington v. Ecuador, ICSID Case No. ARB/08/5、米・エクアドル BIT、仲裁判断、2012年12月14日)において、増収分の50%及び99%の引渡しにつき、この税の導入により投資家の収入は減少したが、投資財産の価値がなくなったほどではないとし、収用条項に違反しないと判断した(適用される米・エクアドル BITでは、課税措置に関しては義務遵守条項と収用条項のみが適用されると定められていたため、公正衡平待遇義務条項違反の有無は判断されなかった)。

(d) 資産状況が悪化した銀行への金融監督当局の措置(否定)

- Renée Rose Levy de Levi v. Republic of Peru, ICSID Case No. ARB/10/17、フランス・ペルー BIT、仲裁判断、2014年2月26日。(表の⑪)

ペルー金融監督当局(SBS)は、申立人(フランス人)が間接所有するペルー法人である BNM 銀行に対して、①資産状況(不良債権の状況等)が法令に定められた水準を充たすべきとの改善措置を講じることを指示し、その改善措置の履行が不確実であることを公文書で指摘する、②レポートにて、BNM の流動性リスクが高いこと、銀行側の不良債権の格付けに誤りがあり、実際の状況はより悪いこと、内部監査が機能していないことを指摘した上で、早急な対応が必要であることを警告する、③BNM からの増資計画を却下する、④金融機関の再編成を内容とする金融業強化計画に関する緊急令に基づき、BNM を管理下に置く、⑤BNM の解散・清算を命じた一連の措置を講じた(ペルー国内では BNM 銀行の支配株主により解散命令の取消訴訟が行われたが、最高裁判所で却下された)。申立人は、この一連の措置につき、公正衡平待遇・内国民待遇・十分な保護及び保障・収用の各条項違反を主張し、ICSID に仲裁を申し立てた。

仲裁廷(多数意見)は、公正衡平待遇義務については、申立人が違反を主張した諸措置はいずれも、法令に則った実体的にも手続的にも適切な措置であったとし、内国民待遇については、申立人が比較対象とした国内銀行は BNM 銀行と規模や顧客層などに鑑み「同様の状況」にあるとは認められないとし(商業銀行である以上「同様の状況」にあるとの反対意見あり)、十分な保護及び保障義務については、当該義務は単なる身体的保障にとどまらず、投資家の権利の保護及び保障を含むとした上で、ペルーの司法制度はそのための十分な救済手段を提供しているとし、間接取用については、いずれも正当な規制権限の行使の範疇にあるとして、義務違反は認められないと判断した。

(e) 契約が定める要件を充足しないことを理由とする契約終了(否定)

- Vigotop Limited v. Hungary, ICSID Case No. ARB/11/22、キプロス・ハンガリー BIT、仲裁判断、2014年10月1日。(表の⑫)

申立人(キプロス法人)はハンガリーでカジノやホテル等からなるリゾート開発事業に着手し、予定地とした国有地を取得するために、申立人の株主の保有地との交換を内容とする土地交換契約をハンガリー当局との間で結んだ(但し、当該国有地の一部区画は、政府が一定の土地の所有権を維持することを定めたハンガリー法の適用対象であり、その手続きが未了であったため、所有権の移転登記はなされなかった)。その後、申立人は、政府から優遇措置(補助金の供与や減税等)の約束を得た後、子会社(ハンガリー法人)を介して政府との間でカジノの建設・運営に関するコンセッション契約を結んだが、ハンガリー国内では上記土地交換契約の適法性が政治争点化しており、当局が評価額の誤りを理由に土地交換契約の無効を宣言する事態となっていた。このような状況を踏まえて、コンセッション契約では、期日までに申立人側が用地を正当に所有することを証明できなかった場合、政府は契約を終了させる権利を得ることが定められていたところ、ハンガリー政

府は、この要件が満たされなかったことを理由に、上記コンセッション契約の終了を通告した。申立人は、これらのコンセッション契約の終了に至る一連の措置が収用条項違反であると主張し、ICSID に仲裁を申し立てた（本件 BIT では仲裁申立が可能な事項は収用を巡る紛争に限定されていた）。なお、政府は土地交換契約の契約無効を訴えてハンガリー裁判所に提訴しており、契約終了措置が採られた後になって最高裁で無効が確定している。

仲裁廷は、上記コンセンション契約終了措置が間接収用に該当するかの判断に際しては、①契約終了の決定が主権者としての公共政策的動機からなされたか、②併せて契約上の根拠も存在するか、③前2項が共に認められた場合、契約上、当該措置が正当と認められるか、という三段階の手順を踏むとし、①については、当時の政権が、土地交換契約の締結時の汚職を疑い、糾弾対象としていたこと、新たな環境・観光政策に基づき本件予定地でのプロジェクトの実施に関して反対姿勢をとったことを理由に、契約終了の決定は公共政策的動機に基づく主権者としての行為であったと認め、②については、ハンガリー最高裁による土地交換契約の無効判決を支持し、同契約が成立していない以上は申立人側による用地の所有権の証明はなされ得ず、これは契約終了の根拠となるとし、③については、コンセッション契約締結時において既に土地交換契約の有効性に疑義が表明されていたことなどに鑑み、契約終了措置は契約上の権利の濫用であるとの申立人による主張を却下し、収用条項違反は認められないと判断した。

○ Tulip Real Estate and Development Netherlands B.V. v. Republic of Turkey, ICSID Case No. ARB/11/28, オランダ・トルコ BIT、仲裁判断、2014年3月10日。（表の③）

上記1(3) 記載の事実関係の下で、行為の国家（トルコ）への責任帰属が否定されたEmlak社以外の機関の行為につき、本案判断がなされた。仲裁廷は、契約上 Emlak社が広範な裁量を有することなどに

鑑み、恣意性のある行為は認められず、契約の終了は公正衡平待遇義務違反を構成せず、収用についても、契約終了の適法性を理由として、義務違反は認められないと判断した。

(2) 公正衡平待遇

(a) 採掘権に関する契約終了等（肯定）

○ Gold Reserve Inc. v. Bolivarian Republic of Venezuela, ICSID Case No. ARB (AF) /09/1, カナダ・ベネズエラ BIT、仲裁判断、2014年9月22日。（表の⑬）

申立人（カナダ法人）は米国子会社を介して、ベネズエラ政府より金・銅・モリブデンの採掘権（20年期限、期間満了の6ヶ月前の通知により10年間の期間を2回延長可能とされていた）を与えられたBrisas社（ベネズエラ法人）を間接所有していた。申立人は採掘事業を実施する上での要件である鉱業省及び環境省からの諸々の承認を受けてきた。しかし、チャベス大統領の就任後に得た採掘事業に必要なインフラの建設に関する許可（建設許可）では、申立人が一定の条件に従っていることを公式に認める文書に環境省が署名することが建設開始の要件になっていたところ、環境省は当初、申立人側が上記条件を満たしているにも拘らず、追加要件を課して文書への署名を拒んだ。その後環境省は、申立人が追加要件に従ったことを受けて文書への署名は行ったものの、直後に建設許可の無効を宣言の上で取り消した申立人はこれらの措置がBITの公正衡平待遇・最惠国待遇・収用の各条項違反であると主張し、ICSID 追加的制度ルールに基づく仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、本件建設許可取消は、本件仲裁手続き中に被申立国が主張するに至った環境保護のためのみによるものではなく、主として鉱物資源の権利回復というチャベス大統領を含む政府高官による政策変更に基づくものであると指摘し、事業報告の承認等を通して20年近くに亘り事業活動に支持を与えてきたことで、申立人に採掘権はその間有効であり、採掘に必要な許可も得られるであろうとの正当

な期待を抱かせていたこと、理由を開示しないままに追加要件を課し、申立人の意見を聴取することなく建設許可を取り消した点に透明性の欠如があることなどから公正衡平待遇義務違反を認定した。

(b) 原油の生産及び輸出量の制限（肯定）

- Venezuela Holdings, Mobil Cerro Negro Holding, Mobil Venezolana de Petróleos Holdings, Mobil Cerro Negro, Mobil Venezolana de Petróleos 対 ベネズエラ、ICSID Case No.ARB/07/27、オランダ・ベネズエラ BIT、仲裁判断、2014年10月9日。（表の⑭）

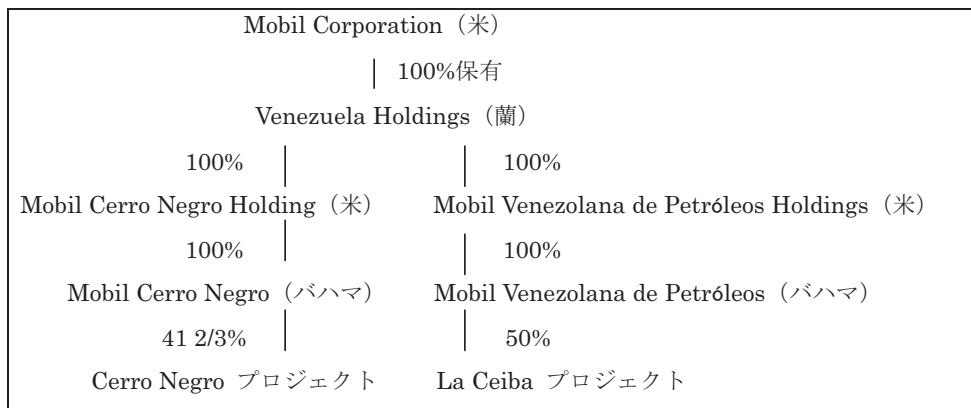
※本件の当初の申立人（6社）の株式保有関係は下図参照

本件仲裁は、ベネズエラでの2件の石油開発プロジェクトに関するものである。Cerro Negro 地域での超重質原油の採掘事業（Cerro Negro プロジェクト）は、1997年10月に結ばれたベネズエラ国有企業と Mobil Cerro Negro 社等との契約に立脚する。La Ceiba 地域での軽中質原油の採掘事業（La Ceiba プロジェクト）は、1996年7月に結ばれたベネズエラ国有企業と Mobil Venezolana 社等との契約に立脚する。両プロジェクトとも、採掘料の減額措置等の優遇措置が約束されていたが、チャベス大統領の就任後、ベネズエラ政府は、両プロジェクトについて、採掘料の増額、新税の導入、所得税率の引き上げ、生産・輸出量の制限等の措置が講じられた後、国有化宣言が下されたが、これに対

する補償は支払われていない。申立人らは、これらの措置が BIT の公正衡平待遇及び収用の各条項違反であると主張し、ICSID に仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、公正衡平待遇の主たる判断対象となつた、新税導入及び生産・輸出量の制限のそれぞれについて判断した。仲裁廷は、前者について、課税措置に関する特別条項である BIT 第4条の存在により、公正衡平待遇条項の適用対象外であるとし、後者について、契約で日産生産量とその変更手続きが定められていることから、これが申立人の正当な期待であり、それに反する一方的な減産措置は義務違反に当たると判断した。また、収用については、収用行為の存在自体は争われておらず、仲裁廷は、手続きは適正であったこと、石油産業に対する政府の主権が制限されないことが契約上確認されていること、補償未払いのみで違法収用となるわけではなく、補償額交渉の際の不適切な行為が存在する必要があるが、申立人はこれを立証していないことを理由に、収用条項違反はないと判断した。補償義務は残るが、申立人が同一事実から生じた契約上の紛争を扱った ICC 仲裁において既に十分な額の支払いがなされているため、二重払いを避けるため本件仲裁では補償は命じないとした。

なお、2010年6月に示された管轄権判断では、時間管轄について、企業再編の目的が権利侵害からの投資財産の保護であったとしても、再編後に生じた紛争に関しては権利の濫用に当たらないとして、それらの紛争に関する請求につき、仲裁廷の管轄権を認めた。



(c) 政府による金融機関に対する企業への貸付けの一時停止の要請等（否定）

- **David Minnotte & Robert Lewis v. Republic of Poland, ICSID Case No. ARB (AF) /10/1, 米・ポーランド BIT, 仲裁判断、2014年5月16日。（表の⑮）**

本件の申立人（米国人）は、ポーランド保健省より血漿分画施設の建設及び運営事業者として指定された Nedepol 社（ポーランド法人）が設立した子会社 LFO 社への出資を行い、同社の株式を保有していた。1997 年にポーランド保健省と LFO 社との間で血漿分画事業に関する契約が締結された。LFO 社はポーランド財務省からの保証を得た上で金融機関との間で貸付合意を締結して融資を受けていた。ポーランド財務省は、LFO 社が 1998 年後半に税務当局による査察対象となると、金融機関に対して LFO 社の財務状況の問題及び建設遅延等を指摘した上で貸付の一時停止を要請する文書を提示し、金融機関が貸付を停止する事態を生じた。また、ポーランド保健省が、2000 年にも、LFO 社との間で血漿分画事業に関する契約を締結したが、その契約締結に際して、LFO 社が外部投資家から十分な財政的支援等を受けていることの証明を提出することを義務付け、その証明書類が期限までに提出されなかったことから、契約が自動的に失効する事態が生じた。その後、金融機関から LFO 社に対する貸付残高の返済要求、LFO 社による裁判所への債務整理のための手続の申立て、金融機関による LFO

社との間の貸付合意の終了、ポーランド保健省による施設の未完成を理由とする 2000 年の契約の終了の通告等を経て、LFO 社は破産に至った。これら一連の事態を受けて、申立人ら（LFO 社株主）は、収用・公正衡平待遇・義務遵守の各条項違反を主張して ICSID に仲裁を申し立てた。

仲裁廷は、ポーランド当局の行為は規制当局としての正当な権限行使であって収用条項及び公正衡平待遇条項違反ではなく、ポーランドは申立人らが主張した契約上の義務を負っていないことを理由として義務遵守条項違反はないと判断した。

(d) 製品の輸入を禁止する輸入警告発出に関する事前通告の懈怠等（否定）

- **Apotex Holdings Inc. and Apotex Inc. v. United States of America, ICSID Case No. ARB (AF) /12/1, NAFTA, 仲裁判断、2014 年 8 月 25 日。（表の⑯）**

上記 1 (6) 記載の事実関係の下で、先行する仲裁判断の既判力により管轄権を否定された申立て以外の申立て（Apotex Holding 社の投資財産である Apotex-US 社に損害が生じたことに関する申立て）について本案判断がなされ、仲裁廷は、内国民待遇義務及び最惠国待遇義務については、申立人が比較対象とした米国法人及び第三国法人は申立人と「同様の状況」にあるとは認められないし、最低限の待遇義務（NAFTA 上の公正衡平待遇義務）については、申立人は、自らが主張する FDA によ

る手続上の瑕疵（薬の輸入を禁止する輸入警告発出時に事前通告を行わなかったこと等）につき、それが慣習国際法上の義務違反であることを示す国家実行も法的信念も証明しておらず、義務違反はないと判断した。

番号	申立人	被申立国	仲裁機関又は仲裁規則	管轄権判断か 本案判断か	事件の概要
①	National Gas S.A.E	エジプト	ICSID Case No. ARB/11/7	管轄権判断	契約紛争について国内仲裁機関で既に 出された判断の不遵守
②	Emmis International Holding, B.V. 他	ハンガリー	ICSID Case No. ARB/12/2	管轄権判断	ラジオ放送免許の期間満了後の再落札 の失敗
③	Tulip Real Estate and Development Netherlands B.V.	トルコ	ICSID Case No. ARB/11/28	管轄権判断及び本案判断	建設プロジェクトの遅滞を理由とした契約 終了
④	Guaracachi America, Inc. and Rurelec PLC	ボリビア	UNCITRAL	管轄権判断及び本案判断	発電事業会社の国有化
⑤	Achmea B.V.	スロバキア	UNCITRAL	管轄権判断	公的健康保険に関する規制の変更
⑥	Apotex Holdings Inc. and Apotex Inc.	米国	ICSID Case No. ARB(AF)/12/1	管轄権判断及び本案判断	製薬工場の操業基準違反を理由とする 薬の輸入禁止及び新薬承認作業の停止
⑦	Hulley Enterprises Ltd.	ロシア	UNCITRAL	本案判断	恣意的な課税措置や経営者に対する刑 事訴追等の一連の措置による石油会社 の破産
⑧	Yukos Universal Ltd.	ロシア	UNCITRAL	本案判断	同上
⑨	Veteran Petroleum Ltd.	ロシア	UNCITRAL	本案判断	同上
⑩	Perenco Ecuador Ltd.	エクアドル	ICSID Case No. ARB/08/6	本案判断	炭化水素資源探査・採掘事業に関する 利益への課税及び契約解除
⑪	Renée Rose Levy de Levi	ペルー	ICSID Case No. ARB/10/17	本案判断	資産状況が悪化した銀行への金融監督 当局による解散・清算命令等の措置
⑫	Vigotop Limited	ハンガリー	ICSID Case No. ARB/11/22	本案判断	契約要件を充足しないことを理由とする リゾート開発契約の終了
⑬	Gold Reserve Inc.	ベネズエラ	ICSID Case No. ARB(AF)/09/1	本案判断	鉱業採掘権を与えられた事業の遂行に 必要なインフラ建設許可の取消し
⑭	Venezuela Holdings 他	ベネズエラ	ICSID Case No. ARB/07/27	本案判断	原油の採掘事業に対する税制変更、生 産・輸出量の制限、国有化等の措置
⑮	David Minnotte & Robert Lewis	ポーランド	ICSID Case No. ARB (AF)/10/1	本案判断	血漿分画施設の建設契約の不履行を理 由とする金融機関に対する貸付け停止 要請